

令和2年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年3月9日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 令和2年度町政執行方針
- 第 2 令和2年度教育行政執行方針
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第20号 令和2年度中頓別町一般会計予算
- 第 5 議案第21号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
- 第 6 議案第22号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第23号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
- 第 8 議案第24号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第25号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第26号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計予算
- 第11 議案第27号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君 | 8番 村山 義明 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 小林 生吉 君 |
| 副 町 長 | 遠藤 義一 君 |
| 教 育 長 | 田邊 彰宏 君 |
| 総 務 課 長 | 小林 嘉仁 君 |
| 総 務 課 参 事 | 野 露 みゆき 君 |
| 総 務 課 参 事 | 笹 原 等 君 |
| 総 務 課 参 事 | 野 田 繁実 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 市 本 功一 君 |

総務課主幹	石川章人君
産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	渡邊誠人君
産業課主幹	西川明文君
産業課主幹	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	黒瀧仁司君
保健福祉課主幹	相馬正志君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	小林美幸君
国保病院事務長	長尾享君
会計管理者	藤田徹君
認定こども園園長	相座豊君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎令和2年度町政執行方針

○議長（村山義明君） 日程第1、令和2年度町政執行方針を行います。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。よろしくお願い申し上げます。執行方針を申し述べる前に一言、現在感染が広がっている新型コロナウイルス感染症についてつけ加えることをお許しいただきたいと思います。まず、道内3名を含む新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対し、心からご冥福を申し上げたいと思います。あわせて、感染が確認され、つらい思いをされている方々とそのご家族、関係者に心からお見舞いを申し上げます。

また、感染拡大を防止するため休校措置を取っていることに伴い、子供たちや保護者の皆さんも大変ご苦労されていると思います。感染が起こった場合に重症化リスクが高い持病をお持ちの方や高齢者に関わる方々のご苦労も大変なものがあると思います。こども園、放課後子どもプラン、小中学校、高齢者や障がい者の福祉施設、病院など関係者の皆さんのご努力、ご苦労に対し、この場をかりて敬意と感謝を申し上げたいと思います。引き続き子供たち、高齢者、障がい者などの方々のため、自身の健康管理にご配慮いただきながら役割を担っていただきますようお願い申し上げます。外出の自粛などに伴う商店、飲食業などの売上げ減や資材調達が止まって納期が延長となっている実態が町内でも起こっています。様々なところで影響が出ていることに対し、深く憂慮しているところです。まだ出口が見えているとは言えませんが、この苦境を乗り越えていただけるよう、激励を申し上げます。

中頓別町においても、対策本部を設置し、対応に当たっているところですが、町民を挙げて感染防止対策とそのことに伴って生じる諸課題の解決に取り組み、一日も早くふだんの日常生活に戻るよう取り組んでいきたいと思います。町としては、最大限町民一人一人に寄り添い、不安の解消や困難の解決に当たるよう努力をしていきますので、今後の行政運営におきましてもご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、令和2年度の町政執行方針を申し述べさせていただきます。

昨年、元号が「平成」から「令和」へと変わり新天皇が即位され国中が祝賀で盛り上がる中、中頓別町でも開拓110年、町制施行70周年を迎え、様々な記念行事をとり行うことができました。そして今年2020年も東京オリンピック・パラリンピックが開催さ

れるなど国内ではさらに盛り上がる一年になることが期待されています。中頓別町を取り巻く状況は容易にこうした盛り上がりで好転するほど易しいものではありませんが頑張るアスリートたちから元気をもらい、明るく前向きな姿勢で未来を切り開く挑戦を続けていかなければならないと考えています。

町民本位、町民の暮らしが一番大切という基本姿勢を堅持し、町民の悩み、課題、困難に寄り添う「やさしさ」をまちづくりの心として、町政に当たってまいります。

人口減少問題・地方創生につきましては、令和2年度からスタートする第2期人口ビジョン・中頓別町総合戦略に基づき、地方創生推進交付金を活用した事業を初めとする各種取組を進めてまいります。この交付金を活用した展開としましては、昨年度から働き方改革をテーマとした取組を推進しております。また、町の最上位計画である総合計画につきましては令和4年度からスタートする第8期計画の策定に向けて、町民主体、町民参加の下昨年引き続き取組を推進してまいります。次期計画においては、豊かな自然を守り、環境と共生するまちづくりは基本理念として引き継がれるべきと考えていますし、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsへの取組についても町として進めていかなければならないと考えています。

また、昨年秋に厚生労働省から地域医療構想に基づく「再編統合」で再検証要請対象医療機関が公表され、中頓別町国民健康保険病院もその対象病院に含まれていました。当町としては公表される以前より今後に向けた医療提供体制の在り方を検討していたところですが、より一層、町民の皆さんがこの町で最後まで安心して暮らし続けられるよう、持続可能な地域医療提供体制を考えるとともに、介護、福祉、保健各分野が連携した今まで以上の体制を構築するよう取り組んでまいります。

1、防災体制強化、子ども・子育て支援及び教育のさらなる充実、酪農振興と6次産業化の展開、森林・林業の再生、観光まちづくりの推進、商工業振興と社会資本整備、地域公共交通ネットワークの再構築を重点に据え、政策を推進してまいります。

環境の保全と創造について。

総合計画の根幹である自然と共生、自然を生かした地域づくりを原点に、環境基本条例、環境基本計画に沿ってこれからもまちづくりを進めてまいります。

地球温暖化防止対策として公共施設のLED化や公用車のハイブリッド車導入促進、再生可能エネルギーの導入についても検討を進めてまいります。外来生物対策として、昨年度に引き続き特定外来生物（オオハンゴンソウ）の防除を進めるとともに、淡水魚の生息調査を実施し生態系の保全に努めてまいります。

エゾシカ、アライグマ等の有害鳥獣対策の推進と捕獲従事者の確保・育成を図ります。また、年々目撃情報が増加しているヒグマの被害を防止するため、ヒグマ用わなの導入を進めてまいります。

2、産業振興・地域経済の活性化と社会資本の整備。

地域経済を持続可能で豊かなものにしていくため、引き続き本町の基幹産業である酪農

を初め、林業、商工業、観光各分野の振興を力強く進め地域経済の活性化に取り組みます。

地域の様々な分野における担い手不足に対応するため、昨年度から地方創生推進交付金を活用した「過疎地域における働き方改革プロジェクト」に取り組んでおり、人材確保や担い手創出、さらには首都圏企業との連携による関係人口の拡大に向けた取組を継続してまいります。

本町の基幹産業である酪農業の振興を図るため、昨年より草地畜産基盤整備事業を実施し、農地の基盤整備の推進と哺育育成預託施設の整備を進めてまいります。また、酪農振興支援事業や今年度から第5期対策がスタートする中山間地域等直接支払交付金交付事業、多面的機能支払交付金事業、農業担い手育成事業、なかとん牛乳等を活用した6次産業化推進事業も継続して取り組んでまいります。

林業では、森林環境譲与税を活用し、森林所有者への意向調査を実施するとともに、新たな町独自事業を創設し、私有林における森林整備をより一層進めるほか、公共施設等での地場産木材の活用方法の検討や町民を対象とした木育活動等による森林づくりへの理解・機運醸成に努めてまいります。また、森林環境保全事業や民有林森林整備振興事業、森林整備担い手対策推進事業も継続して取り組むとともに、計画的な路網整備を進めてまいります。

商工業では、商工会マスタープランの推進やプレミアム商品券発行事業、商工業振興支援事業、中小企業振興資金融資事業を継続して取り組むとともに、事業継承を含めた商工業の振興について関係機関との検討協議を進めてまいります。

観光では、一般社団法人なかとんべつ観光まちづくりビューローが本町の観光施設・資源を横断的に有効活用し、観光を核とした地域づくりの基盤固めを進めていけるよう支援してまいります。また、観光協会等の関係組織との連携、インバウンド観光推進のため、台湾中華大学とのインターンシップ交流に取り組んでまいります。

次に、地域交通や社会資本の整備についてです。

将来にわたり安心して暮らし続けるため、持続可能で利便性が高い地域公共交通の在り方を検討してまいります。沿線市町村と連携し天北宗谷岬線バスの維持に向けた関係機関との協議を進めるとともに、地域の交通資源の一つとして位置づけている「ライドシェア」についても継続した取組を進めてまいります。

町内全域的な高速ブロードバンド環境の確立に向けた調査設計を行い、通信基盤の整備を推進することで通信環境の向上はもとよりインターネットを活用した様々な技術導入への可能性を広げてまいります。

社会資本の整備については、これまで同様、町道整備を初め老朽化が進んでいる橋梁、町営住宅、上下水道の修繕や改築、除雪車の更新を計画的に進めていきます。令和元年度に策定した公営住宅長寿命化計画、住生活基本計画に基づき住環境整備に努めるとともに、空き家等対策計画の策定を進めてまいります。

上下水道については、それぞれの計画に基づき、計画的に整備事業を進めてまいります。

3、保健医療福祉の充実と安全安心な暮らしの保障。

本町の高齢化率は、平成30年度末において40%を超え、令和元年度末においては39.5%が見込まれます。今後、介護や医療の需要はさらに増加し、高齢者の生活を支える仕組みづくりが重要課題であります。

地域共生社会の実現を具体的に進めていくため、保健、医療、介護、福祉の連携を強化し地域包括ケアシステムを構築しなければなりません。

各計画の位置づけを踏まえ、相互の連携を基本に総合的な視点で町民のニーズにきめ細かく対応できる施策を進めてまいります。

地域医療では、早期の医師2名体制の実現を最重点課題に位置づけるとともに、病院経営の健全化を図り、地域包括ケアの核として町民の安心をしっかりと支える医療体制を堅持してまいります。

医療スタッフの確保とスキルアップを図るとともに、再検や要治療となった方々への指導の強化、未受診や症状悪化の防止などに積極的に努め、質の高い地域医療の提供に努めてまいります。

往診や訪問看護など在宅医療の確保に努め、通所リハビリテーションのより一層の充実、関係機関・他職種との連携強化、看護師や療法士、栄養士による退院時支援を実施し、居宅における質の高い生活を維持するための支援を行ってまいります。

さらに、病院経営の効率化や安定化に努め、計画的な医療機器の更新、施設修繕を確実に取り組んでまいります。

地域福祉では、「地域支え合い、安心・安全・福祉のまちづくり活動」を推進するとともに、要援護者システムの有効活用や、成年後見制度の推進、地域見守り体制の充実、サロン活動の推進等に取り組んでまいります。

また、平成30年度に策定した「いのち支える自殺対策行動計画」を基本に、命を支える取組として、様々な悩みを抱えた人への支援のための相談窓口の周知や、ゲートキーパー研修を行うなど、生きることの包括的な支援として、関連施策との有機的な連携を図り総合的な福祉のまちづくりを推進してまいります。

全国的に介護福祉職員の人手不足が深刻化している中、南宗谷福祉会においても、老人福祉施設長寿園及び障がい者福祉施設厚生園ともに求人募集をしていますが、なかなか介護福祉職員を確保することができず、大変苦慮している状況にあります。町としても、介護福祉職員の確保のためにも東川町の北工学園旭川福祉専門学校で介護福祉を学ぶ外国人留学生を、介護福祉士の資格を取得後、南宗谷福祉会で働いてもらいたいという思いから、当該協議会に正会員として加入し、福祉人材の確保に努めてまいります。

高齢者福祉では、後期高齢者見舞金、福祉ハイヤー、病院患者輸送、入浴助成、除雪サービス等の事業についても、継続して取り組んでまいります。

障がい福祉では、南宗谷福祉会の新たなグループホーム開設を支援し、地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、難病患者等の交通費の助成等、障がい福祉サービスの充実を

図ってまいります。

地域包括支援センターでは、専門職が充足され、要支援者に対して自立支援を目指したサービスが包括的、効率的に提供されるよう適切なサービスをマネジメントしてまいります。

介護保険では、後期高齢者の人口が引き続き増加傾向であることから認知症や筋骨格系疾患の割合が増え、認定者も増加することが見込まれるため、その前の介護予防が重要と考え、介護予防事業への取組を推進してまいります。

認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターとともに、認知症を理解し身近な支援者としてのボランティアを育成し、地域の中にある暮らしの課題を解決に導く担い手として共に活動してまいります。

令和2年4月から、中頓別町国民健康保険病院内に「居宅介護支援事業所」を開設し、在宅介護、医療の連携により、相談から申請、介護認定調査からケアプラン作成、介護保険サービスの提供に至る一連の流れを一体的に切れ目なく支援してまいります。

保健予防では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、生活習慣病の予防、栄養・食生活、運動、歯・口腔の健康・心の健康などを推進します。また、保健師体制の強化を図り、個別の課題解決のために家庭訪問、個別相談、がん検診を含む各種検診事業の充実、健康づくりセミナー、健康運動推進事業など町民が健康を学ぶ機会の確保に取り組み、町民の健康づくりを支援してまいります。

本年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、「健康なかとん100（イチマルマル）一めざせ！健やか100歳」をスローガンにフレイル対策等高齢者の特性を踏まえた保健事業（家庭訪問、健康診査、保健指導、糖尿病性腎症重症化予防、歯科健診、医療受診者訪問等）を推進してまいります。

国民健康保険では、平成30年度から都道府県を単位とする新たな制度がスタートしています。制度の円滑な運営に努め、医療費の伸びを抑え安定的で持続可能な国民健康保険の事業運営を進めてまいります。

保健事業では、特定健診・保健指導など被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防に取り組み、脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症の発症を減らすことを目指してまいります。

次に、防災体制の強化、消防及び救急・救命についてです。

あらゆる災害に備え、経済や産業、行政機能の確保など、平時からの包括的な対応策について、地域防災計画と連携した「中頓別町強靱化計画」を策定してまいります。

防災対策の強化としては、地域防災計画の見直し、新たな基準による全町的な洪水ハザードマップの作成を行うとともに、平成31年度に導入した防災行政無線の運用と自主防災組織の設立を促進し、それらと連携した防災訓練の実施や計画的な防災備品の備蓄を進めてまいります。また、防災拠点である役場庁舎に再生可能エネルギーである太陽光発電システムを導入し地球温暖化対策と併せて停電災害の対策の強化を図ってまいります。

犯罪の予防の側面から計画的な防犯カメラの設置を検討し、当年度は小学生の通学路を主体に設置していくこととします。また、近年、ドライブレコーダーの画像が犯罪の防止や抑止、事実確認に有効とされていることから、公用車に計画的に設置を行ってまいります。

安全で安心な町民生活を支えるための消防・救急体制の強化は不可欠であります。

救急活動を実施するに当たり、救急救命士等の各種資格取得、各種研修も継続し質の保障と強化を図ってまいります。

高齢者世帯など要配慮者が年々増加している実態を考慮し、年間を通じて全町全戸を対象に一般家庭の住宅防火訪問を実施し、併せて住宅用火災警報器の100%設置を目指し促進活動を実施してまいります。

災害時における指揮隊運用の重要性が高まる中、現指揮車は車内が狭隘なことから、指揮運用に支障を来しているとともに、消防組合署隊との連携や広域応援指揮本部の運営などを考慮すると、現車両では指揮機能が果たせないことから、車内が広く走破性にすぐれたオフロード系ミニバン型の指揮車を購入し現指揮車を一般公用車へ用途変更して業務に対応してまいります。

昨年に引き続き、中頓別市街地に設置されている消火栓3か所に内部劣化による機能低下が見られることから、更新整備をしてまいります。

また、全国的に頻発する各種自然災害時の対応として、基本的な状況予測型図上訓練を初めとした各種図上訓練など防災講習を開催してまいります。

4、子育て支援、教育の充実。

子に過ぎたる宝なし“子どもは宝であり、希望です”この思いは変わりません。そして、教育は未来への投資でもあります。無限の可能性を秘めた中頓別の子供たちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在であり、地域やふるさとを元気にするためには、子ども・子育て支援に力を注ぎ、中頓別らしい教育活動の充実が不可欠と考えています。子供たちが存分に自己の個性を磨き、発揮できる環境づくりのため、ぶれることなく、最重点課題と位置づけ取り組んでまいります。

まず、子ども・子育て支援では、子育て世代包括支援センターを核に、妊産婦、乳幼児期からの切れ目のない支援を行ってまいりましたが、フィンランド型のネウボラの考え方を取り入れ、さらに一歩進んだ母子保健システム「なかとんネウボラ」を開始しました。地区担当の保健師・助産師がいつでも相談に乗ることができる体制を取り、さらには24時間必ず保健師、助産師などの専門職に相談できるよう、24時間対応相談専用回線「なかとんネウボラホットライン」を設置しました。

保健福祉課、教育委員会、学校、認定こども園と連携を強化し、質の高い教育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、ファミリー・サポート・センター事業などに取り組んでまいります。また、要保護児童対策地域協議会の機能を拡充・発展させた「子ども・若者ケア会議」により、児童虐待防止対策の強化を図るとともに、子供や若者が抱える課題に

対応する体制を強化してまいります。

Society 5.0時代を生きる子供たちには、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。今後、「GIGAスクール構想の実現」に向けた取組が推進されます。このことに併せて、小中学校の校内通信ネットワークの整備、児童生徒1人1台のPC端末の整備（タブレット等）を図ってまいります。

小中学校では基礎的読解力を診断するために考案されたRST（リーディングスキルテスト）を実施します。テストの結果を活用し主体的・対話的で深い学びの授業改善や研究授業を行い、児童生徒の読解力や学力向上を目指してまいります。

全国規模の研究会や道外先進校の教員による視察研修を実施します。「一人の百歩より、百人の一步」を目指すべく、研修報告会を実施して、視察で研さんしたことが教員一人一人に還元され、子供たちの成長や授業の質の向上につながることを期待しています。

小学校の新学習指導要領が今年度から実施されることに伴い、小学校3・4年生は年間35時間の外国語活動、5・6年生は年間70時間の教科外国語（英語）が実施されます。

小学校1・年生は年間25時間程度、外国語活動を実施し、認定こども園の年長組の「英語であそぼう」で培われた「英語の耳」を小学校に継続させる所存です。

認定こども園の「森のこども園」を通じた遊びや活動は、自然に触れ、きれいや不思議に出会います。友達とぶつかり合いながらも一緒に遊ぶ心地よさを感じる体験は知力や体力の向上につながります。令和2年度においてもこれを継続してまいります。

昨年の9月に、学校における防災教育の普及を図るべく、小学校で1日防災学校を実施しました。令和2年度は中学校で実施する予定です。可能であるなら、総務課で実施する町の防災訓練と合同で実施し、地域全体の防災意識の高まりや学校と地域の連携・協働が深まることを目指しております。

教職員が健康でやりがいを持って教育活動に臨めるよう、校務支援システム導入による業務改善や勤務時間を把握するとともに、ストレスチェックの実施、勤務時間外の電話対応（留守番電話の設置）、定時退勤日・部活動休養日・学校閉庁日の設定、変形労働時間制の活用等、時間外勤務縮減を実施し、学校における働き方改革を推進してまいります。

町民の皆さん一人一人が生きがいとゆとりを持ち、潤いのある生活を送るためには、社会教育の推進は重要です。各文化団体やスポーツ団体への支援や協力、スポーツ大会の実施、昨年度から開催した有識者による中頓別文化塾、主体的な創作活動や日常的な文化芸術活動の支援、それらの成果を発表する町民文化祭等を実施します。

昨年、公演した和心ブラザーズの津軽三味線や和太鼓、札幌国際情報高校吹奏楽部のダンプレは、町民の皆様にも迫力と臨場感を与え、大盛況でした。令和2年度も町民の皆様の期待に応えてまいります。

子供たちの豊かな成長を祈念するとともに、総合教育会議を開催して、教育委員会と連携を図ってまいります。

5、町民主体の町政運営。

行政の情報をできるだけ多くの町民と共有し、住民参加を推進することが自治、まちづくりの基本です。

行政情報の発信手段として大きな役割を担うホームページについて、掲載情報の更新を積極的に行うとともに、魅力ある町を発信できるよう工夫を行いながら最大限の活用を図ってまいります。

地域における様々な分野の求人や資格取得など町独自の支援策、住宅情報などを集約化して効率的な情報の発信と対応窓口の一本化を図ることで、町内での就職や移住に向けた仕組みづくりを行います。また、北海道との協働事業となるUIJターン新規就業者支援事業に取り組み、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）からの移住に対する支援を強化します。

町民からの負託に信頼して応えられる組織づくりを進めるため、働き方改革の取組や人事評価の充実、職員の資質向上のため各種研修や北海道等への職員派遣に取り組みます。また、当年度から導入されます会計年度任用職員制度を活用し、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

自治体財政の健全度を示す財政健全化判断基準の一つである実質公債比率（3か年平均）は、平成30年度決算において前年度の0.3%からマイナス0.8%まで引き下げることができました。

平成31年度比率ではマイナス1.2%（単年度比率 マイナス0.4%）となる見通しで、より一層の健全化を目指し、身の丈に合った財政運営を進めてまいります。

また、国、地方とも今後の財政運営が厳しくなってくることが予想されることから、将来的な財政規模の縮小を想定し、最少の経費で最大の効果が得られるよう予算の執行に努めてまいります。

公共施設等の老朽化問題については、今後予想される人口減少や財政規模の縮減に対応できるよう「公共施設等総合管理計画」「公共施設長寿命化計画」に沿った計画的な施設の修繕、長寿命化、統合を行ってまいります。

以上、令和2年度の執行方針といたします。

町民の皆様の負託に応え、誠心誠意職務に取り組みますので、町民の皆様並びに町議会議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） これにて令和2年度町政執行方針は終了しました。

◎令和2年度教育行政執行方針

○議長（村山義明君） 日程第2、令和2年度教育行政執行方針を行います。

教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 令和2年第1回中頓別町議会定例会の開会に当たり、中頓別町教育委員会の所管行政に関わる主要な方針について申し上げます。

万葉集に「銀（しろかね）も金（くがね）も玉もなにせむに勝（まさ）れる宝子に及（し）かめやも」という「山上憶良」の和歌があります。子に過ぎたる宝なし子どもは宝であり、希望です。この思いは変わりません。

よりよい学校教育、家庭教育、社会教育はどうあるべきなのか。教育への投資はいかに大切なのか、知恵を絞り、汗を流し、教育委員会は一生懸命取り組んでいく所存です。

昨年9月に改定した中頓別町教育大綱の項目「1 かしこく、2 やさしく、3 たくましく」に沿って申し上げます。

1、「かしこく」です。

子供たちが、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくために必要な資質や能力を身につけることができるよう、小学校や中学校では、新学習指導要領を意識した授業改善を進めるとともに教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践していくことが重要です。

小学校や中学校は、全国学力・学習状況調査やチャレンジテスト等の結果を分析して、教育課程の検証改善（PDCA）サイクルを確立する取組を推進するとともに、学校力向上に向けた教職員の共通理解に基づく学校全体での取組が求められます。

そのためには、児童生徒の指導に直接当たる教員一人一人の資質や授業力の向上は不可欠です。教員は、授業の初めに課題を提示する終わりにまとめを行う等、日々の授業展開の確立はもちろん、主体的・対話的で深い学びの事業を展開して、児童生徒の学力向上に努めることとともに、管理職は日常的に授業を参観して適切なアドバイス等を教員に行えるよう指導助言してまいります。

また、小中学校で基礎的読解力を診断するために考案されたRST（リーディングスキルテスト：情報・システム研究機構国立情報学研究所「新井紀子氏を中心とした研究グループ」が考案）を実施します。文章全体の読解のプロセスは、①文字・単語、②文、③談話の3つの処理レベルに大別されます。このテストは、文レベルの正確な読解ができるかどうかを最先端のテスト理論を用いて診断する画期的なものです。

このテストから児童生徒の読解力の現状について、客観的に調査し成果と課題を明らかにするとともに、その検証を踏まえた取組を行い読解力のパワーアップを図ります。再掲になりますが、主体的・対話的で深い学びに基づく授業改善や研究授業を実施して、教員の資質の向上を図るとともに児童生徒の読解力や学力の向上を目指してまいります。

Society 5.0時代を生きる子供たちには、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められています。今後、「GIGAスクール構想の実現」に向けた取組が推進されます。このことに併せて、小学校や中学校の校内通信ネットワークの整備、児童生徒1人1台のPC端末（タブレット等）の整備を図ってまいります。

プログラミング教育を指導する教員には、この授業リテラシーを高めるとともに、実践事例を参考にするなど積極的な取組を期待しています。

子供たちには、「早寝・早起き・朝ご飯」等、望ましい生活習慣の確立、それぞれの学

年プラス10分をめどとした家庭学習の定着、適切なメディアとの関わり方、遊びや体験活動の重要性を啓発してまいります。また、家庭で電子メディア利用のルールを定め、適切な管理の下に安全に利用する等、保護者の理解と協力を得るとともに、アウトメディア（タブレットやスマホなどの電子機器に触れない時間をつくること）の重要性についても啓発してまいります。

教職員はそれぞれのキャリアステージに応じた体系的かつ効果的な道立教育研究所等が実施する各種研修会に参加するなど、積極的に自らの資質向上に取り組むことが求められます。

全国規模の研究会や道外先進校の教員による視察研修を実施します。「一人の百歩より、百人の一步」を目指すべく、研修報告会を実施します。この研修で研さんしたことが教員一人一人に還元され、子供たちの成長や授業の質の向上につながることを強く期待しております。

土曜授業についてです。令和2年度は小学校5回、中学校で8回実施します。土曜授業は通常の授業のほかに補足的な学習、総合的な学習の時間、学校行事等を行っており、年間指導計画に余裕をもたらしていると認識しています。小学校、中学校で有効に活用されることを期待しています。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえることが大切です。小学校や中学校では、特別支援コーディネーターや校内委員会、中頓別町特別支援教育連携協議会や児童相談所など外部機関との連携が組織的に機能し、支援を必要とする子供たちに、切れ目のない一貫した教育を実施することが求められます。教員の配置、教育環境の整備に努め、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援に努めてまいります。

小学校は、現在の人数では5年生と6年生で複式学級になります。令和2年度も町費負担の教員（時間講師）を配置して、2学年一緒に授業参加する時間を減らし、単学年による授業の実施や学校運営の充実を図ってまいります。

昨年の8月にダリンはALT教育委員会職員となりました。あわせて、新ALTのマギーが着任しました。本町の外国語活動に対する思いは熱く、平成29年からALTを2名配置して、認定こども園や小中学校それぞれの発達段階に応じた英語の指導を行ってきました。ALT1名が教育委員会職員となっても、こども園や小中学校、町民への英語指導2名体制は継続していきます。

小学校の新学習指導要領が令和2年度から実施されることに伴い、小学校3・4年生は年間35時間（週一コマ）の外国語活動、5・6年生は年間70時間（週二コマ）の教科外国語（英語）が実施されます。

小学校1・2年生は、昨年度、外国語活動を年間15時間実施し3年生から学ぶ外国語活動を先行実施する授業を行っていました。今年度からは、年間25時間程度実施し、3年生からの外国語活動の円滑な移行を目指すとともに、認定こども園年長組で実施してい

る「英語であそぼう」で培われた「英語の耳」を小学校に継続させる所存です。

この授業は教員とALTがTT（ティームティーチング）で実施しており、授業前に打ち合わせを行い、それぞれが持ち味を生かした丁寧な指導を心がけ、子供たちに「英語は楽しい！！もっと学びたい」という気持ちを育てています。あわせて、教員が授業を通して資質の向上を図り、その姿勢が子供たちに伝わり、子供たちがストレートに「I like English」となることを期待しています。

また、放課後子どもプランの子供たちを対象にした隔週1回のALTの「英語教室」も継続します。

再掲になりますが、認定こども園年長組でALTによる英語教育（英語であそぼう）を週2回実施しています。先月の生活発表会で実施された年長児の英語劇（シマリスのグループ）は3回目となりました。パプリカを英語で歌う子供たちの本物の発音は、保護者の皆様にもその成果を受け止めていただいたものと思います。

子供たちが認定こども園で耳から学んだ英語は、その後も頭にインプットされ小学校や中学校、さらに上級学校に進んでも大きな財産となります。本町の英語教育の実践が他のまちの範となることを目指しています。

また、平成30年度からは英語の学びの集大成となる取組（未来への挑戦「中学生ハワイ英語研修」）を実施しています。令和2年度も、昨年希望しなかった新3年生1名、新2年生10名を対象に参加希望を募り、オアフ島で夏休み中に実施する予定です。中学生や引率者を含めて最大15名程度となることを想定しています。ここには記載がありませんが、この事業については、新型コロナウイルス感染症の状況によっては今後予断を許さない状況と考えております。今後見直しもあることを申し添えさせていただきます。

小中学生に漢字検定や英語検定の受験料を全額補助する取組も継続します。この取組は、本町の児童生徒一人一人の基礎学力や可能性を伸長させ、励みとなるものであり自己肯定感の向上につながるものと認識しています。漢検や英検の準2級受験者もいます。検定受験者や合格者がさらに増加することを期待しています。

認定こども園は、「四季を通して中頓別町の自然に親しむなかで、豊かな感性と自ら考える力を育む」ことを年間目標に、自然の中で子供を育てる（活動させる）「森のこども園」を実践しています。

3歳から5歳児を対象に、ピンネ、鍾乳洞、ふるさとの森などで、そうや自然学校の協力を得て、「五感をとぎすまし、自ら進んで考え判断し、コミュニケーションを高める」多様な「森のこども園」の体験は、「幼児期の終わりまでに使ってほしい10の姿」の実践そのものです。

子供たちが遊びの中で何を学び、心に刻んでいくのか日々考えていくことも大切です。「森のこども園」は、子供たちの知育育成の基礎となり、園内での積極的な言動や工夫して遊ぶ姿に表れています。このことが、小中学校の「主体的・対話的で深い学び」につながることを期待しています。令和2年度も継続してまいります。

平成30年7月に開始した「なかとん学習塾」についてです。小学校4年生以上を対象に週2回（火曜日：算数、金曜日：隔週で国語と英語）、町民センターで実施しています。参加人数は数名ですが、今年度も学力向上を目指して認定こども園長による地道な指導を継続してまいります。

小学校と中学校の校舎や学校の在り方についてです。これまでに「学校のあり方検討準備委員会」を4回（平成31年2月、3月、4月、令和元年5月）開催しました。準備委員会は、①日当たりを考慮して、必要な中学校施設を小学校敷地に併設する。②小学校の特別教室等の既存施設を中学校と共有できるようにする。③給食センターを中学校施設に組み込む。④町民センターを校舎の一部として活用するなど多機能な空間としたいとする4点の方向性をまとめました。

この方向性を「学校施設改修計画推進委員会」に諮るべく準備を進めていましたが、その後発生した台風19号等による大きな災害が全国各地で発生したことにより、新しいハザードマップの作成を待ち、災害が発生したときの対策を検討しながら、次の作業を進めることとしました。現在の町ハザードマップでは小学校は浸水域となっています。頓別川の河川改修は進んでいますが、予断は許されません。

地球温暖化の影響が懸念される中、本町でも経験したことのない大雨が降り、災害が発生することもあり得ます。「氾濫しない川」はないという言葉は重く、安全で安心できる教育環境を整備するために慎重に作業を進めてまいります。

2、「やさしく」です。

子供たちが心身ともに健やかに成長していくためには、豊かな情操や道徳心、正義感、責任感、規範意識、他者への思いやりや自己肯定感などを育むことが重要です。

認定こども園は、「森のこども園」で自然は美しい、怖いと思う心。命やもの、資源に対する感覚、環境をめぐる倫理観などの基盤を育てています。

小学校や中学校では、道徳の授業が実施されています。教員一人一人が、多様な道徳的価値について、指導方法等を研さんするとともに、子供たちが議論し、心を耕し合い、豊かな人間性を育成する道徳の授業となることを期待しています。

いじめの防止について、「中頓別町いじめ防止基本方針」を年度初めの職員会議で確認するなど、教職員への周知徹底を図るとともに、望ましい人間関係の醸成はもとより、いじめ等の未然防止と実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応について、定例校長会教頭会で指導助言してまいります。

また、子供たちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう、保護者や児童生徒向けの各種啓発資料を通して、家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定を進める等、適切なインターネットの利用とトラブル等に対応する相談窓口を周知してまいります。

子供たちが、様々な経験を重ねながら新しい時代を生き抜いていく力を身につけるためには、学校はもとより、家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することが大切です。このため、子育てや家庭教育について、認定こども園や小学校、中学校、関係

機関が相互の情報連携を図りながら、保護者の日常的な相談窓口となることを指導助言してまいります。

P T Aや学校運営協議会、子ども安全パトロール隊と協働して、「あいさつ運動」や「早寝・早起き・朝ご飯運動」等、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を啓発するなど、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。

また、学校を核として、地域全体で子供たちの学びや成長を支える学校運営協議会（コミュニティスクール）の役割の伸長、学校の教育活動を支援する地域支援コーディネーターや教育支援員の皆様の協力など、学校と地域が連携・協働する取組の充実を図ります。

子供の安全確保に大きな力となっている「子ども安全パトロール隊」の皆様に敬意を表しますとともに、春夏秋冬、日々の変わらぬ取組に深く感謝を申し上げます。下校時の子供たちへの温かな声かけや通学路の安全等、隊員の皆様に元気な活動の継続をお願い申し上げます。

昨年の9月に、学校における防災教育の普及を図るべく、小学校で1日防災学校を実施しました。令和2年度は中学校で実施する予定です。可能であるなら、総務課で実施する町の防災訓練と合同で実施し、地域全体の防災意識の高まりや学校と地域の連携・協働が深まることを目指したいと考えています。

教職員の不祥事の根絶に向け、服務規律を徹底します。児童生徒の教育活動に直接携わる教職員には、高い倫理感が求められます。服務に関する通知や資料等を活用しながら、管理職による職場研修や個人面談の充実を図るとともに、定例の校長会教頭会で繰り返し、指導助言を継続します。

中頓別町民が潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要です。

そのためには、社会教育の充実が必要です。教育委員会は、各文化団体やスポーツ団体を初め、自主的・自発的な文化やスポーツ活動への支援を行うとともに、子ども未来塾・中頓別チャレンジ教室「夏・冬」や高齢者いきいき教室「リフレッシュ研修旅行」、芸術文化公演事業を継続してまいります。

町民文化祭は、各文化団体や個人で創作や練習に励んでいる文化的な取組の成果を発表する場であるとともに、訪れた皆さんの心に良質な栄養を与えるものです。昨年の札幌国際情報高校のダンプレ公演は、高校生とは思えないほどの迫力と臨場感を与え、大盛況でした。

また、継続されている文化団体やサークル、学校や事業所、町民の方々による作品展示、各団体による各種の体験や販売、バザーを初め、認定こども園の劇、ピアノ教室のミニコンサート、中学校吹奏楽部と中頓別吹奏楽団との合同演奏、詩吟やカラオケは絶好の発表の機会であり、来訪者の憩いのひとときとなったと認識しています。令和2年度の町民の皆様の期待に応える所存です。

昨年は、町外の有識者による講演会、6月に海外日本人学校、7月に音楽、8月に落語、

中学に10月にキャリアデザイン、11月にスポーツ、2月に数字についての中頓別文化塾を6回、町民センターや役場会議室で実施しました。

案内文書（チラシ）を広報や旬報に折り込みをして周知しましたが、教育委員会職員も含めて数名から30名ほどの参加がありました。講演終了後のアンケートは、肯定的な評価となっていますが、参加者を増やすことが課題と認識しています。令和2年度も継続してまいります。

近年、様々な情報メディアの普及や生活環境の変化、さらには幼児期から読書習慣の未形成などによる「読書離れ」が指摘されていますが、読書活動は子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

本町では、絵本との出会いを通じて母子の触れ合いを深める「ブックスタート事業」、成人式での新成人に対する希望図書の贈呈、小中学校で実施されている朝読書、認定こども園や小学校でのボランティアサークルの方々等による読み聞かせが行われています。

令和2年度も、読書が大好きな子供たちの育成を目指して、これらの取組を継続するとともに、広報の図書室だよりで新着図書を紹介してまいります。子供たちや町民の皆様の図書室の利用が増加することを期待しています。

3、「たくましく」です。

体力は、あらゆる活動の源として、健康の保持増進や、意欲や気力の充実にも大きく関わるものであり、生涯にわたって心身とも健やかに生きるための基盤となるのです。子供たちの体力の向上を目指して、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用するとともに、体育の授業の改善、教員の指導力に寄与する資料の提示や研修に取り組むことを指導助言してまいります。

日常的な生活習慣やバランスの取れた食生活を振り返る機会となる、小学校4年生と中学校1年生の生活習慣病予防検診（血液検査）、虫歯ゼロを目指す認定こども園・小学校・中学校のフッ化物洗口は、継続してまいります。これらの取組は子供たちの元気と体力の向上に貢献していると認識しております。

学校給食についてです。各種食材は値上がり傾向ですが、町費による児童生徒の給食費補助を継続します。季節や旬を意識した食材の利用拡大、新たなメニューを加えるなど、児童生徒に栄養バランスの取れた安心・安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けて、栄養教諭による生きていく上で大切な教育の一つである食育の授業を継続してまいります。

「幼児期は環境とかかわりながら発達する時期である」と言われています。そして、幼児期の体験は「生涯その人に影響するような原体験となる」ことも知られています。再掲になりますが、認定こども園の「森のこども園」は、遊びや活動の中で自然に触れ、きれいや不思議に出会うこと。遊びに必要なものは自分で考えて作ること。友達と時にはぶつかり合いながらも一緒に遊ぶ心地よさを感じることで、いろいろな個性の友達がいて互いに

認め合うことなど、これらの原体験は大きな力となります。

そうや自然学校を活用しながら自信と誇りを持って、この取組を進め子供たちの体力の向上やたくましさを育てていただくことも期待します。

学校が保護者や地域住民の期待に応え、子供たち一人一人の力を最大限に伸ばすためには、認定こども園・小学校・中学校それぞれが円滑な連携や接続を図りながら、管理職がリーダーシップを発揮して園や学校の運営に当たるとともに、教職員が健康で、それぞれの力量や持ち味を発揮できる職場環境をつくることが重要です。

このため、教職員が健康でやりがいを持って教育活動に臨めるよう、学校における働き方改革に向けた校務支援システムの導入による業務改善や勤務時間の把握を小中学校で推進します。

また、ストレスチェックの実施、勤務時間外の電話対応（留守番電話の設置）、定時退勤日・部活動休養日・学校閉庁日の設定、変形労働時間制の活用等、時間外勤務縮減に向けた具体的な取組を実施してまいります。

そもそも学校における働き方改革の本質は何かというと、「教員が子どもたちと真正面から向き合う時間や授業を準備する時間を確保する」ことです。これらの本来業務の時間のために教員の働き方や学校の運営の仕方、教育課程についても見直すことです。教員の本来業務に余裕が生まれることを期待しています。

心身ともに健康で豊かな生活を送ることは、全ての町民の願いです。スポーツの振興は、体力の維持向上や子供たちの健全育成など、明るく健康で活力のある地域社会づくりにつながるものです。令和2年度も、教育委員会はスポーツ推進委員会と連携して、ソフトボール、パークゴルフ、ゲートボール、ミニバレー、駅伝大会など屋内外の町民大会を開催します。

また、各スポーツ団体等が主催する大会へのサポートを実施してまいります。教育委員会として各大会の情報発信を行うとともに、それぞれの大会に多くの町民の皆様の参加を期待しています。

寿スキー場は、昨年12月にロッジが改修され、まきストーブやキッズスペースが整備されるなど、以前よりも雰囲気柔らかく温かくなったという声を聞いています。一昨年にリニューアルしたペアリフトは好評で、今シーズンも輸送人員が5万人を超えることを期待しております。

「夢と希望を！感動体験事業」は、子供たちに本物の感動を伝えるとともに、学習上の動機づけにもつながるものです。ミュージカルやラフティング等を体験する取組を継続してまいります。なお、この事業を活用して、子供たちにプロスポーツの感動を与える機会を創出する所存です。日ハム、コンサドーレ、レバンガの観戦ツアーを企画します。

この先の未来を担っていくのは、無限の可能性を秘めた子供たちです。中頓別町の子供たちには、社会に出て活躍できる総合力を備えた人になってほしい。そして、ふるさとを大切にす気持ちを持ち、町外に出ても「中頓別に帰ってきたい」、そんな思いを持った

子供たちを育てていきたい。これは私の強い願いであり思いです。

先ほども申させていただきましたけれども、教育委員会の各事業については、今後のコロナの状況によってはいろいろと道や国から指導が来るかと思えます。その指導に従いながら、できる限り本来的な教育委員会の業務に当たっていききたいというふうに考えております。

終わりになりますけれども、町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（村山義明君） これにて令和2年度教育行政執行方針は終了しました。

ここで休憩を取りたいと思えます。議場の時計で11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第3、一般質問を行います。

今定例会では6名の議員から通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、働き改革は進んでいるかについてご質問をさせていただきます。新型コロナウイルス緊急事態宣言が出ていますので、なるべく最少の時間でご質問させていただきます。

少子高齢化が進む現在、日本の社会や経済を維持可能なものにするために、長時間労働の是正や非正規雇用から正規雇用への転換など、一人一人が健康でよりよい将来の展望を持てることを目指して、2019年4月1日から順次働き方改革関連法が施行されました。そこで、中頓別町役場の現状について次の3項目について伺います。

①、役場における働き方改革の具体的な取組について。

②、職員及び臨時職員は有給休暇を適切に取得できているのか。取得率はどのくらいか。管内の自治体として妥当な数値なのか。

③、中頓別町のイベント等が多いが、土日出勤の場合の代替措置、代休措置、それは適切に行われているのか。

以上、3項目について伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の働き方改革に関するご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、働き方改革の基本は業務や人事面での調整及び効率化を図り、超過勤務時間の抑制及び休暇の取得率を向上させ、継続的な業務の執行に支障を来さないように職員の健康管理を図るものと承知しております。当町では、平成30年度から役場庁舎内における20時以降の退出者調査を行ってその実態を把握するとともに、職員の配置に関し、課長級人事評価において組織体制に係る聞き取り項目を追加して把握を行い、適切な人事配置に心がけているものであります。また、業務の効率化を図る上で個々の業務マニュアルの策定を推進しているところです。

令和元年度は、前年の超過勤務時間及び休暇取得調査を行い、その調査を踏まえた上で、課長会議を通じて働き方改革の内容を全職員に周知し、目標を掲げて取組を行ってまいります。超過勤務につきましては、通常の職員は休日労働を含まず、月45時間以内の上限規制となっておりますが、当町の取組としましては20時間以上の超過勤務者は所属課長から超過勤務時間調査報告書を提出し、その中で超過勤務の理由及び是正方針の報告をもらっており、その状況の把握に努めることと対策を構築する上での参考としております。なお、現在までの取組の評価及び令和2年度以降の計画策定を円滑に進めるため、職員組合の代表者を含めて組織される中頓別町安全衛生委員会を再整備し、2月17日に会議の開催をしているところです。前年度の評価及び次年度以降の取組を協議しているものであります。

2点目であります。働き方改革においては、10日以上の子次有給休暇が付与される全労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与えるものとされております。町としましては、当年の最大付与20日に対して10日以上の休暇を取得するよう目標に掲げるとともに、夏季休暇100%取得を目指し、取組を行ってまいりました。管理職を含め一般職員につきましては、有給休暇の目標に対して、平成30年度は88.8%、令和元年は98.5%の達成率になっております。臨時職員におきましては、調査を実施しておらず、緊急に病院を除くフルタイムの臨時職員のみを調査した結果146.7%でありました。全体的にはほぼ目標が達成できたものと考えております。また、夏季休暇におきましては、平成30年の88%に対し、93.4%まで上昇しており、目標には達していませんが、まずまずの取得状況にあると考えております。

また、働き方改革における対応は、個々の町村で目標を掲げて対応すべきものであり、管内の自治体と比較すべきものではないと考えられることから、管内各町村の取得率調査は実施しておりません。今後も職員組合の代表者を含めて組織されている中頓別町安全衛生委員会で目標を定め、取り組んでいくほか、次年度においては会計年度任用職員を含めて調査及び実態把握に努めていくことといたします。

3点目であります。中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条の週休日の振替及び第10条の休日の代休日において定められ、取得が可能となっております。振替日及び代休日は、個々の職員の業務に支障がないよう、できるだけ日程の申し出により週休及び代休日を指定しているところです。調査の結果では、一般職はほぼ取得できています

が、管理職は取得できていない状況にあり、また各課での対応にも違いが生じている状況がうかがえますので、今後の働き方改革推進における検討事項としたいと考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

そもそも働き方改革とは一体どんな視点でどのように改革すべき事項なのでしょうか。外枠だけ規制を行っても、働く側の意識が変わってこなければ、この問題は根本から解決しないのではないのでしょうか。私が必要だと考えるのは、働く人たちの意識の改革が最初に行われなければならないということです。そこにはトップが職場を変えるという強い意欲の下、職員全員が働くことについて一度立ち止まって考える必要があるのではないかと。なぜ自分が働くのか、何がしたいのか、生活に必要なお金はどれぐらいなのか、自分のライフスタイルをしっかりと考えなくてはなりません。真の働き方改革とは、働く人それぞれに光を当てて、働かせるのではなく、意思を持って思考して働くことが何より重大になってきていると思います。そこで、何点か再質問させていただきます。

まず最初に、町職員の健康管理について伺います。私は、平成29年第4回中頓別町議会定例会で、過労死を防ぐ町職員の時間外勤務についてという質問事項に、町長は職員のストレスチェックの実施や管理職の人事、業務管理研修会等への派遣を継続してまいりますとご答弁をいただきました。それでは、ストレスチェックについてお伺いをいたします。労働衛生法の改正で、労働者50人以上の事業所では年1回のストレスチェック、この実施が義務づけられております。この背景にあるのは、仕事などで大変強いストレスを感じてメンタルヘルス不調を訴える労働者が全国的に年々増えていることと、そういう実態があって法が改正されました。

まず、ストレスチェック、これは中頓別町役場で実施していると思いますが、その結果をお知らせください。

また、ストレスチェックの結果、集団的に分析して、必要な場合は職場の環境改善を進めるよう努力、努めることが普通だが、中頓別町役場では職場環境の改善が求められる課があるのかどうかも伺います。

次に、時間外勤務減少について伺います。厳しい経済情勢の中で、民間企業は残業時間を大幅に減らす基本的にはゼロベースの取組に大変な努力をしています。まず、時間外勤務、休日出勤に歯止めをかけて、その中で業務の見直し、効率化を行い、人員配置の見直し、分業を進めることで時間外勤務の削減に努めています。

そこで、中頓別町役場においても働き方改革の内容を全員に周知し、目標を掲げて取り組んでいるようだが、各課によって状況は違うと思いますが、町職員の1人当たりの年間平均時間外勤務時間、それと特に平均を上回る課はあるのか伺います。

また、時間外勤務を削減するための各課の取組についての現状を伺います。

さらに、昔ながらの風潮で、自分の仕事は時間内に終わったが、各課の管理職、他職員が残っているので、部下が帰りづらいという環境はないのか、これもお伺いいたします。

また、厚生労働省の労働基準局長から、時間外勤務の現状について労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン、これが示されていますが、このガイドラインの中では自己申告による労働時間の把握は曖昧な管理となりがちであることから、定期的な実態調査が望まれるとあります。時間外勤務に関する定期的な実態調査を中頓別町の役場では行っているのか、これも伺います。

最後に、土日出勤の代替措置について伺います。土日出勤の場合の代替措置、代休措置の調査の結果で、一般職はほぼ取得できているが、管理職が取得できていない現状はどうしてなのか。また、各課での対応に違いが生じているのはどうしてなのか伺います。

さらに、土日祝日事業において、今後職員の休日労働時間の削減を図る必要から、毎年行われている町の事業において有効な運用見直し、内容の簡素化などの考え方はあるのかも伺います。

次に、役場の中には教育委員会もありますので、学校における働き方改革について教育長に伺いたいと思います。学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員が心身ともに健康で働き、より質の高い教育活動を行うために北海道教育委員会では学校における働き方改革の北海道アクションプランを作成して、これまでの働き方を見直すように通達をいたしました。こういった働き方改革を進めていく中で、教員の負担として一番問題視されているのが時間外労働ということだと思います。校務分掌や職員会議といった学校全体に関わる業務が入れば教員の主たる業務である授業準備より先に取り組まなければならない、さらに保護者との面談や家庭訪問といった緊急の対応が迫られた場合には残業だけでは終わらず、持ち帰りによる業務も発生することから、これが大きな負担となり、長時間労働にもつながっているかと思えます。

こうした中、北海道教育委員会が実施した公立学校教員勤務実態調査の平成29年度の調査によると、週60時間を超える労働時間となっている教員の割合が小学校で23.4%、中学校教員の46.9%となっていることが明らかになりました。週60時間の労働は、月に換算すると80時間の超過勤務となり、厚生労働省の示す過労死認定ラインを超えるもので、労働基準に反する違反な勤務実態が明らかになりました。

そこで、伺います。中頓別町の教職員の勤務実態の現状を数字で分かれば教えてほしいことと、教育長も教育行政執行方針で学校における働き方改革の取組を述べられましたが、教員の新年度に向けた働き方改革における実効性のある具体的な取組についてお伺いをいたします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） あまりにも質問が多いので、もしかしたら忘れていた部分もございますと思いますので、後でご指摘いただければというふうに思います。

まず、管理の部分でちょっと難しい部分といいますか、課の部分で問題があるかという

ところかなというふうに思いますけれども、臨時的な特別の事情がある場合の条件規制というものが実はございまして、これは繁忙期の一時的な措置となる部署でございます。これにつきましては、建設課の除雪及び冬期間における自動車学校、予算、決算時の政策経営室、選挙管理委員会による選挙対応時の総務課が該当するというふうに考えております。これらは、年間の制限である720時間の制限に収まっているところではあります。慢性的な業種としましては、専門的な職種、産業課の技術者であるとか、教育委員会の社教主事に該当する者及び産業課の観光部門と考えておりますが、一般的な部分につきましては、制限につきましては年間360時間を超えているという状況にはありません。

先ほど平均的というふうな形で言われましたが、平均の時間のほうについては今のところ調査していないので、お知りになりたいということであれば、後ほど出すことは可能でございます。

それから、45時間を超えるという者に関しましてもいらっしゃいまして、特に教育委員会関係があらうかなというふうに思っております。各課の取組につきましては、その課ごとに、その人ごとにどういう対策が取れるのかということをしかりと考えていただいていると。内部での調整等も含めて、あるいは事業内容の部分についても変更を加えるかということも含めて検討いただいているところであります。

それから、管理職が帰らないで、一般職が帰りづらいというふうな話もございました。それにつきましては、総務課でいえば残っているのはほぼ管理職であり、一般職は帰っております。そういった環境は、改善されているというふうに考えております。答弁でもお答えしたように、所属長は月に20時間以上の超過勤務がある場合は調査報告書の提出を義務づけておりますので、そういった部分の把握ができていて、一般職には声かけがされているものというふうに考えております。

それから、ガイドライン部分について、自己申告によるということで、これにつきましては安全衛生委員会のほうで報告をするために私のほうで定期的な調査をしています。これ、1か月に1回、時間外の調査についてはしているということと、それから年間を通じての調査を実施して、各課ではどのような状況かということ把握している状況であります。

それから、ストレスチェックについて聞かれていたと思いますが、ストレスチェックは平成30年度から実施しております。平成31年度には一定の条件を満たす臨時職員にも拡大しております。それから、令和元年度から南宗谷消防組合の職員まで拡大を行っているところであります。ストレスチェックの実施は任意でありまして、令和2年2月までの実施状況は全体で44%となっております。ただし、役場における実施率が低く、今後も推進を図っていくとともに、その結果を踏まえた対応につきましても安全衛生委員会で検討を行うということにしております。安全衛生委員会では、メンタルヘルス、ハラスメント及び仕事の悩みに係る相談窓口を開設することが協議されまして、気軽に相談できる体制を構築することとしております。また、中頓別町のち支える自殺対策行動計画に基づ

き職員研修を行う必要があります、令和元年度につきましても職員向け研修を実施してございます。これについて過度のものというふうな話がありました。5名程度の方がストレスの部分について重い状況を抱えているという部分がありますが、これもまた時期によって変わってくるということもございまして、課のほうで様子を見ていただくというふうな対策を組んでいるということもございまして。

大体こんなものでしたでしょうか、何か忘れていた部分ございますか。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課長(小林嘉仁君) 振替休日について忘れていました。振替休日につきまして、一般職については代休等をなるべく与えるよう管理職のほうに配慮しているというところがあります。ただし、管理職は逆に休みづらいという傾向もございまして、取っていないというふうなところもあります。特に事業あるいは行事等を行った場合に他の管理職のほうから手伝っていただくというふうなところもございまして、そういった面で自分だけ代休というのは取りづらい状況かなというふうに思っておりますが、担当課に関しては間違いなく出なければなりませんので、今後については考えていきたいと。

それから、多分土日の事業の簡素化についてもちょっと話をされていたかというふうに思われますけれども、事業の簡素化につきましては、特に土日の事業につきましては実行委員会体制で行われているものが主なものであるというふうに考えておりますので、我々のほうから簡素化をすることかというようなことはできないかなというふうに思っております。これにつきましては実行委員会のほうで考えていただきまして、我々も担当部署については代休を取るようというふうな形で進めていきたいというふうに思っております。

あと忘れたことございましてでしょうか。

○議長(村山義明君) 田邊教育長。

○教育長(田邊彰宏君) 細谷議員の質問に答弁させていただきます。

学校における働き方改革ということで、大きく職員の勤務時間の現状、それから教員の働き方改革で実効性のある取組について、2点質問があったと私は理解しました。

最初のほうですけれども、勤務時間の現状ですけれども、数字的な具体的なものは特にございません。ただ、明確に示しているのは、先生方は18時30分までにはお帰りください、6時30分までは帰ってくださいということは言っております。これがおおむねできているかどうかは学校によりますけれども、今現在は全て勤務時間で帰っていると私は思います。これができれば言うことはないのですけれども、なかなか日常的にはこれができない。小学校の先生と中学校の先生で多少違いますけれども、小学校の先生は子供がいるときは自分の仕事は基本的にできません。子供が帰った後に仕事になります。会議等は勤務時間中にありますから、小学校も中学校もそうですけれども、基本的には16時35分になっています。これまでに会議は終わります。これが延びることは、今の状況ではほとんどありません。その後会議等がなければ、子供たちが帰るのは小学校は3時半以降、それからおおむね3時間、この中が自分の教材研究であるとか、そのとき保護者が来れば

面談等もあると思いますけれども、この時間になります。

中学校の先生は、この時間は部活になります。ただ、中学校は空き時間がありますから、その中で自分の教材研究であるとか、分掌の仕事はすると。私も教員でしたから、そういうふうにやっていました。それで、自分も部活をやっているときは80時間有にやっていたと思います。やっていたと思いますけれども、それは生きがいやっていたという思いもあります。考え方は、それぞれ個人にもよると思います。

それで、実効性のある取組ですけれども、部活にかかわっては、中学校は複数顧問制を取っています。部活もスクールバスに合わせますから、6時以降は実施していません。平日は1回休みます、土日も1回休みます。これはかなり有効性のある取組。それから、学校閉庁日、お盆の休暇で3日、それから年末年始は6日、9日以上これはやっています。これも非常に実効性のある取組です。

それから、ストレスチェックも実施しています。そして、もう一つ、客観的な勤務時間の把握も、校務支援システムを導入しなくても今小学校、中学校で実際に自分がどのぐらい勤務しているのかというのは今現在やっています。それは自主的にやっているだけであって、それを求めているので、数字的には出ていないのですけれども、それで客観的に自分はここまできているのだなというのは先生方一人一人が自己認識しているというふうに思います。そこで帰るか帰らないかなのですけれども、今仕事を持ち帰るということはほとんどありません。持ち帰るときには校長の許可が必要ですから、ほとんどは学校で済ませなければならないのです。自分が教員をやっているときには黙って持って帰ってやりましたけれども、今はそういうことが厳しい時代になりました。簡単に言えば、そのことが若干先生方の勤務時間を長くしているというふうにも捉えられないことはないと思います。

ただ、いずれにしても、実効性のある取組として今申し上げましたけれども、あと留守番電話の設置、それからもう一つは変形労働時間制、これについては先生方によって考え方に違いはあると思うのですけれども、簡単に言えば、学校のある勤務日、月曜日から金曜日までありますけれども、このとき超勤した時間をまとめて長期休業時に持っていくというのがいわゆる変形労働時間制です。そうすると、夏休み中は先生方は休んでしまうということなのですけれども、そういうこともできるという制度になります。これを使えば、今でも基本的に先生方は土日を入れて9日間の連続の休暇は取っている先生はいます。こういうことができるようになると思います。

いずれにしても、教員というのは何かあったらそれに対応しなければなりません。そこは理解していただきたいと思います。毎日が健やかに豊かな学びと元気な子供たちが学校に来るために、先生方も努力していますので、お声がけ等をいただけたら大変幸せでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

町職員の取組状況についてご答弁をいただき、ありがとうございます。今後とも職員の健康保持の観点から働き方改革を推進していただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、再々質問させていただきます。再々質問では私が思うこれからの働き方改革を推進していくための町職員の望ましいライフスタイルを述べますので、町長の考え方を伺いたいと思います。それは、働き方改革と関係がなさそうなペーパーレス化です。国では平成31年3月、行政文書の電子的管理についての基本的な方針を定め、国の行政機関に示しました。現在の自治体の書類管理において、ほとんどの自治体で書類作成にパソコンを利用しています。紙で書類が管理されている場合は、利用したい情報があれば、棚からファイルを出したり、段ボールから目当ての書類を探すなど、物理的にその書類を探し出さなければなりません。ファイルを探ったり、お目当ての書類を探す手間と時間は効率がいいとは言えません。ペーパーレス化によって書類がデータ化されていれば、保存されている全ての文書に検索をかけることができますので、瞬時に探している書類にアクセスできますし、また今北海道では新型コロナウイルス緊急事態宣言が発令されていますが、こういう場合でも役場に出勤することなく、別の場所からいつもと変わらない環境で業務をすることができますし、時間と場所に左右されずに仕事を行うことができます。

また、ペーパーレス化の大きなメリットの一つに紙代や印紙代のコスト削減が挙げられます。紙代、印紙代だけでなく、それに伴うプリンターのメンテナンスコストや電気代まで節約することができます。紙の書類がなくなれば、必然的に印刷した紙を保管するスペースやコピー用のストック場所を確保する必要がなくなり、これによって空いた庁舎スペースに私は自由に着席して作業ができるフリーアドレスや、多くの役場職員は一日中座りっ放しという状況の場合が多く見られるので、昼休みなどは身体を伸ばせるようなミーティングルームなども確保できると思います。

さらに、紙の書類は物理的な紛失、盗難、火災による焼失など、一度失ってしまうと復元することは不可能です。一方、ペーパーレス化によってデータ化された書類は、クラウド上に保存しておけば、パソコンや自社のサーバーが故障したり盗難に遭ったりしても復元することができますし、紙を消費することはそれだけ森林を伐採しているということです。環境破壊、それに伴う地球温暖化などの問題が山積みする中で、地球環境の保全にもペーパーレス化は有効だと思います。持続可能社会をつくるためにも、ちょっとお金はかかるとは思いますが、今後を見据えて取り組んでいただきたい働き方改革だと私は思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の将来的な職員のライフスタイルというところも視野に入れたご提案というふうにご受け止めさせていただきました。ペーパーレス化ということももちろん一つの方法だというふうに思っています。今将来的な自治体の在り方について、一昨年ですか、自治体構想2040というものが出ておまして、2040年には担い手を確保することの困難性も含めて、現在行っている職員の数を半分ぐらいにというような提

言も含まれていたかに思います。これが当然として受け止めることはできないというふう
に思っていますけれども、こういう厳しい状況に向かってしっかり準備をしていくという
こと、そのことがやっぱり働き方改革の重要な一つの視点にもなっていかなければならな
いというのが私の認識であります。この中で職員の意欲を保持して、過度な労働にならな
い、かつ働きがいのある環境にしていくということは非常に至難の業であるというふう
にも思いますけれども、それに向かって取り組んでいくというのが重要な使命だというふう
な認識を持っているところです。

A I の活用とかということも言われますけれども、例えば先ほどお話のあったペーパー
レスの話も、これは20年くらい前にも、電子自治体というか、LGWANというネット
ワークができたときに、公文書の伝達なんかもその中でやり取りするというような、ペー
パーレスを進めるというような方向性もありましたけれども、実態はほとんどの文書がメ
ールに添付されて市町村のほうに送られてくるというようなことで、これは紙にしない限
り公文書性がないという現状もやっぱりあるのです。そういったもろもろの課題はありま
すけれども、かつ言われるほどの速度で現状の業務の見直しが進んでいる状況ではないと
いう実態はありますけれども、先ほど細谷議員がペーパーレス化をすることに伴って得ら
れる効果、これは本当におっしゃるとおりだというふうに思っておりますし、こういった
ことを含めて業務の改善に取り組んでいくよう、私としても積極的に取り組んでいきたい
というふうな考え方で当たっていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） これにはご答弁は要りません。最後に一言、働き方改革は働く側
の意識が変わらなければ根本から解決はしません。働かせ改革とならないよう、管理職を
初めとして働く人それぞれに光を当てて、働かせるのではなく、職員同士でしっかり議論
し、一人一人が自分の頭で考え、納得することが大切だと思います。全ての職員が活躍で
き、同じ目標に向かって最少の経費で最大の効果を発揮できますよう、働きやすい環境づ
くり役場一丸となって取り組んでいただきたいと思っております。

また、教育現場においては、この働き方改革の中でいろんなところもありますが、まず
は中頓別町の子供たちを一番に考えて対応していかなければならないと思っております。教育長
の教育行政執行方針にもありましたが、子供は宝であり、希望であります。未来に向けた
人づくりに向けて、さらなる教育の質の向上に向けて教職員の働き方改革がさらに推進さ
れますよう申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

受付番号2番、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 5番、東海林が質問いたします。

3点ございますが、まず初めに南宗谷福祉会に対する町の支援について質問いたします。
町の最大の事業所として町はあらゆる面で支援をしてきましたが、人的交流の面で最近希
薄になっていないか心配をしております。町としての関わり方としてこれでよいのかとい

うことで町長に伺います。

また、財政面で法人は相当な窮状を訴えていますけれども、町としてその内容を把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 南宗谷福祉会に対する町の支援についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、南宗谷福祉会と町との人的交流ということでありましてけれども、これまで法人からの具体的な要望や相談を受けたり協議したことはございません。南宗谷福祉会は、町唯一の福祉法人であり、地域住民を含め、一体となって地域共生社会の実現、地域包括ケアに取り組んでいかなければならない大切な存在であるというふうに認識をしております。今後克服しなければならない課題には、町としても真摯に向き合う必要があるというふうに考えております。

財政面に関しては、町も法人の現状を把握しています。このため、町としては施設増改修事業のほぼ全額を補助したほか、人材確保のための支援を手厚く行ってきたと認識をしています。法人側から不採算の部門に対する助成等の要望はありますが、基本的には現状では赤字補填的な支援はすべきでないというふうに考えていますし、また一部の部門で不採算があっても法人全体では不採算でない部門や十分な資金がある中、現状では法人に対する助成ということは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 大変真面目に答えていただいて、私としては結構なのですが、町長はまだ若いから、できたての頃は分からなかったかもしれないけれども、もともと長寿園というのは町がつくったようなものなのです。だから、施設長も当時、初代は収入役を経験した尾崎さんが行って、そういった関わりの中で代々町のOBが施設長になっていたのです。それがここ十数年前に、長寿園の施設出身者が施設長になってきている。これは、はっきり言うと出発点から町営みたいなものであったので、誰も不思議に思わなかったのだけれども、しかし法人という形になっているわけですから、なるべく財政面や施設管理の面で、調子のいいときは法人の独立性、自主性を尊重しろという鼻息の荒い時代はそういうときがあったわけです。しかし、ともすると経営状況が悪くなったり、いろんなもので問題が出たときには町にすがりたがる。これは、考えられることですよね。

ただ、今私が言っているのは、やっぱり希薄になっているのですよ。かつては、町の職員が行っていた時代は密接な関係があって、どんな小さい悩みも課題も即町に連絡があり、そのところは早め早めに対応してきてあげた実績を私は知っております。皆さんはそういったことはもう忘れたかもしれないし、大分遠い昔になってきたので。

そこで、現実には施設長が定年から5年も経過している。替わりたいと思いながら、私も度々いろいろ相談を受けることもあるのだけれども、今後施設から施設長を続けること

は難しい状況にあるというのは今の理事さん方も承知していることです。私は思うのですが、町に対して相談もなかった、協議もなかったって町長は言っていますから、それぐらい希薄になっているからなのです。私の知らないうちに、いつの間にか管理職が1人増えて、施設長の部屋に入っている。どうしてそういうことになったのか、町に相談したのかといたら、していないという話です。そういう状況では、施設設備をほとんどが町の財源でやっている状況からして、当たり前ではない状況だと思うのです。そういったことを私も大分指摘しました。そんなことの経過もあってか、本当であればまだまだ町と綿密にやっていきたいという意向はあるようです。

そこで、町長に伺いますけれども、今まで特にそういった面では協議はなかったとっておりますけれど、このことについて法人側で真剣に町に相談したいという考えを持つとしたら、それに真摯に対応していただく考え方、ここではあるとっておりますが、改めて施設長を例えば町の職員の経験者が行くとかいうことについてきちんと対応してあげる考え方はありますかということをまず1点。

あと、財政面についてです。はっきり言うと、長寿園は困っても厚生園は金があるのではないかと、そういう言い方ですけれども、しかし私がかつてやっていた社会課長時代の生活保護世帯の皆さんの苦しい状況をふと思い出したのです。状況としては生活保護世帯にしてあげたいけれども、僅かの財産があるとすれば、それをみんななくしてからでなければ該当しないという、あのやり方。これは同じでないか。厚生園も一生懸命努力して、ある程度の財源を残していますことは知っています。ただ、そこから長寿園は2,000万円を借入れしておりますし、2,000万円を繰入れしております。4,000万円あって、2,000万円は返さなければならないという状況であることも私は知っております。

ただ、厚生園も計画的にいうと施設整備等のことについて、これから財政状況をよくしておかなければ対応できないという考え方を持っているようです。たまたま数字上では財源がありそうに見えても、それ全部使ってしまうなかつたら町は対応してやれないよという言い方はどうも、そんな冷たいことでもいいのかなと思っている。というのは、法人の両方の施設を加えると中頓別町の最大の企業であり、経済活動も一番だと思っているのです。そういった施設に対して、単なる赤字だったら一銭も出さないというような冷たいことでもいいのですか。施設はみんな町がつくったのだから、そういう状況で財政運営についても相談があったとしたら、それは法人であるから中で融通せよという言い方、これも確かだとは思いますが、何もなくなったときには町が全部対応してあげるという考え方があってのことなのですか。その辺をまず伺いたいと思います。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、人的な交流というか、端的には施設の責任者、管理職の人材の確保というお話だと思います。かつてと違ってという言い方は適切ではないかもしれ

ませんけれども、端的に申し上げますと、今これだけ専門化して大変な福祉施設の管理運営を果たして町の職員で担うような人材がいるのか、できるのかということから考えていかなければならないところになるかなというふうに思います。そういう意味では、町の職員ということに限定するのではなくて、法人がそういう施設運営を取り仕切れる人材を確保していくに当たって、一緒に考え、行動して、そういった人材の確保が実現できるように、そういう形でぜひ法人との協力関係をつくるということで、職員を排除しているという意味ではありませんけれども、そういう外部からの確保ということも含めて、法人から求めがあれば対応したいというふうに思います。

それから、財政面でありますけれども、これは私が町長に就任してからほぼずっと同じやり取りを5年間続けてきていて、端的に言うと膠着した、ほぼその関係が変わらないという状況が続いています。改めて法人に求めていたことについて今ここで重ねて申し上げるのは避けたいと思いますけれども、まだ内部的に改善できる余地があるのではないかなというところが本旨であります、町側として言っていることについては。

あと、長期的な今後の見通しを申し上げますと、この定例会の中でもさきの補正予算の質疑の中で東海林議員からも病院の赤字補填のことについてご質問いただいて、お答えしたところでありますけれども、私が町長に就任した当時は赤字の補填分というのは1億円もなかったのです。5,000万円は超えていましたけれども、それが今2億円を超えるというような、この増えた分というのはある程度は見込みつつも、ここまでというのは、この短期間にここまでということは私も想像をはるかに超える状況ということで、この対応についても非常に苦慮していて、将来的にこれはずっと先に行くと、今長寿園も定員をある程度確保できるぐらいの高齢者がまだ地域にいらっしゃると思いますけれども、行く行くはやっぱり定員を割っていくと。そうなると、定員が実質30人とか、そういう規模になってくると、これは確実にその規模では収支均衡を図って運営していくのは難しく、自治体としてそこに支援をしていかなければならなくなるということはそうなるだろうと、このままでいけばということです。それは、養護にしても特養にしても同じであります。そういうことを考えたときに、今は今できる最大限の努力をして、赤字をつくらないで運営できる体制を構築していかないと将来的な持続がもっと難しくなるという気持ちもあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

ただ、私は大変懸念していることがございまして、先ほど申し上げたように同じような、財政支援を町はできないということをずっと繰り返してきている中で、福祉施設のほうで働いている中間の人たち、あるいは現場で働いている形の中から、支援しないことに対して町に対する否定的なというか、ネガティブな、もっと言えば多少感情的なご批判もあって、先ほど一番最初に東海林議員がおっしゃっていたような町と法人との信頼関係というか、そこを損なうような、損ないかねない状況が生まれつつあるのかなということを大変懸念しておりまして、改めて法人の今後将来どうあるべきかという問題に対して、これは地域医療提供体制の問題も絡めて、将来どうしたら安定、持続できる、そういう仕組みを

つくれるかということに対して一緒になって考えていくということに積極的に取り組んでいかなければならないかなというふうに考えているところであります。何よりも長寿園というか、法人で働いている職員の皆さんのモチベーションが、働きたいって思える働きがいのある職場をつくっていかないとこの町の福祉が崩壊するというふうに私はちょっと危機感を持つに至っております、そういうために改めてしっかり法人とも向き合っていきたいと。余計なこともいっぱいしゃべってしまいましたけれども、そういうことでご理解を賜ればと思います。

○議長（村山義明君） 質問の途中ですが、昼食のために議場の時計で午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り一般質問を続けます。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再々質問になります。

再質問の折の町長の答弁がちょっと歯切れが悪くなったので、もう一回確認する意味でも聞きますけれども、町長、私が言っている人事交流というのは施設長の人事をという意味で聞いてきました。数年前、2年ですか3年前、町長はそういったことを含めてか、特別職待遇で誰かを送りたいという発案がありました。私は賛成でしたけれども、結果的には実現できませんでした。特別職待遇でどういった、施設長として送るのか、または顧問的な立場で送るのかは別にしても、私はそういったことでも人事交流、いわゆるいい関係をつくっていくべきだと思っております。

1つは、私は提案として、これはあくまでも法人側の意識がそうならなければいけませんけれども、私はやはり従来やっていたように施設長には町の関係職員からなるべきだと思います。例えば課長職をやった人についても、あれだけの施設管理をするといったらおいそれとできるわけではないと思います。そういう意味では、施設長のほかに顧問的な役割、または施設管理に精通した人を特別職扱いで同時に派遣する。施設長は向こうの施設長として町の職員から採用してくれるとして、別にそういった専門的な知見を持った人を特別職のような形で配置することも検討できるのでないかと思いますが、この私の考えと、それと先ほど確認いたしましたけれども、法人側からこういった問題で相談があったときに対応して相談に乗っていただけるのかどうか、もう一回確認させていただきます。これが1点。

それと、もう一つは、財政問題ですけれども、町長は2月末の現在で利用者がどのくらいいるか御存じでしょうか。私が調べたのでは養護が50人、1名入院中、特養が47名ですから、13名、定員から見ると少ないわけです。この収入減というと大体月額で言う

と五十数万円、年間600万円以上になってしまうわけです、この定員減だけで。こういった状況や、さらには厚生園が来年度に向けて新たなグループホームをつくろうとしております。これは、何か伺うと直売所というか、そういったものも含めて考えているようで、住民の人たちも期待している面があります。そういった面でも厚生園としては相当投資しなければならないだろうと思いますので、そういったことも含めて、法人の財政状況は町が知らないというほど余裕はないはずです。そこで、とことん使った挙げ句どうしようもなくなって、法人として手を上げるような、いわゆる倒産のような形になることだけは避けなければならないと思いますし、町としても当然ここまで支援してきたものとして、あの企業としての存在をなくするわけにはいかないという立場で、もう一度財政支援についての基本的な考えと、多分いろいろこれから財政支援についての相談もあると思うので、その辺単なる赤字には補填しないという、そうはいつでもあれだけの事業所ですから、新しい企業には1億円も出しているのだから、何とか財政的な支援を考えてやれるかどうか、もう一度確認したいと思います。

○議長（村山義明君）

小林町長。

○町長（小林生吉君） 人事交流の具体的なところで町の関係職員を出すという考え方、そのこと自体が法人側のお考えかどうかというところもあるのかなというふうにも思います。いずれにしても、人的面での窮状ということも理解しておりますので、その解決に当たって町も向き合って対応を考えたいというふうに思います。

それから、財政支援の考え方でありませけれども、基本的には赤字補填的な支援というのはすべきでないという考え方はなお堅持すべきだというふうに私は思っております。ただ、そのために要因をしっかりと分析して解消していくということに対して町もしっかり向き合いたいというふうに思います。先ほど言ったように、改めて町と施設、そこに働いている人たちの信頼関係をしっかりと再構築していくということが最重要だと思いますので、今は施設一々の運営に対して批判的なことを申し上げてはいけなかなというふうに思いますけれども、その事情もしっかり分析する必要があると思いますけれども、先ほど言った定員の問題についても、直近の中で町民の中で養護、特養に町内の施設に入れずに他のまちの施設に行かざるを得なかったというような例も、私が承知しているだけでも6件ほどございます。こういう中頓別町での生活を希望されていて、そうならないという実態の解消というのは私は一番重要なのではないかなというふうにも考えておまして、こういう問題、これは1つでありますけれども、様々な課題にしっかりと向き合って、法人と町という関係だけではなくて、施設で働いている職員の皆さんとの信頼を構築できるような、そういう対応につながるように今後しっかりと対応していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） それでは、第1問を終わります、2問目へ行きます。

2問目は、独居高齢者、障がい者、まさに私のことを言っているような感じですけど

も、これらに対してデイサービス及びヘルパーを派遣することができないのかということで、言うなれば介護認定者でない方に対してデイサービス及びヘルパーを行える制度は考えられませんか。考えてくださいというお願いであります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 独居高齢者、障がい者等に対するデイサービス及びヘルパーについてのご質問にお答えしたいと思います。

健康寿命が延伸し、住み慣れた地域で豊かに生活し続けることを支える仕組みはとても重要であり、地域性を踏まえても既存制度にとらわれず、見直しを行っていくことが必要と考えています。令和2年度は、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定の年でもあり、介護保険の対象外となる方に対するサービスの提供についても今後どのようなサービスを必要としているかを調査し、検討していきたいというふうに考えます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 調査検討するということで、ありがたいと思います。それで、町長、これは実は私ごとですけれども、妻は今施設に入っております、介護2です。一昨年の9月から施設入所しておりますが、それまで数年間私が介護してきました。そのときは妻が介護認定されておりましたので、まだ要支援1、2の時代でしたけれども、そのときにも介護認定されておりますので、週2回ほど、1度は清掃等、もう一度は食事調理のほうをお願いしておりました。私は、週2回来てもらえることで非常に家の管理上助かっておりまして、しかし妻が入所しますと対象外になってしまったわけですけれども、対象外になっても私も後期高齢者もさらに後期のほうになりまして、本来助けてもらいたいなと思っております。

私のような者がいるかと思って二、三聞いてみましたら、います。確実にいまして、そういうことがあったらうれしいなと、助かるなって言ってくれる人もいます。ただ、どのぐらい人数がいるかは私は分かりませんので、ぜひ調査して、介護認定者でなくても、ヘルパーというか、そういった制度があれば、これやっているところあるのですよ、道内では。もちろん介護保険は利きませんので、それなりのお金を払わなければいけません。そして、これは町長にしてみたら例えば社会福祉協議会がやるべきでないかとか、そういう考え方があるだろうと思う。私はそれでもいいと思います。それから、今やっている公的なヘルパー制度の中でできるのかという問題と、場合によっては町がそこそこ応援しながら町が独自でやるとか。しかし、社会福祉協議会あたりでやるのがベストだと思いますし、現実に高齢者事業団が今やっていますよね。あの中はどっちかという作業する男性が多いのですけれども、その中に女性を採用して、そういった清掃だとか調理をしてくれる人がいるとすれば、それはそれでまた助かるなと思っております。そんなことを考えておりますので、町長は調査し、検討するということなのですが、事は一日も早くという思いがありますので、その辺もう一度再確認したいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ご提案というかについては、真摯に向き合いたいというふうに思います。今地域共生社会、地域包括ケアシステムを構築をしていこうという中においては、1つは断らない相談支援とか、実は我が事丸ごとというか、そういう理念というか、考え方というものが基本になっているというふうに思います。地域の中で住み続けたい、自分の家で長く健康に暮らしていただくということが高齢者福祉においては基本だというふうに認識をしております。先ほど申しあげました介護保険関係の改定に当たっては、地域における日常生活の実態の調査というものもありますので、そういう中でしっかり実態を把握しながら必要な支援サービスを構築していくように考えていきたいというふうに思いますし、早く取り組めるものについては先倒しすることも含めて検討したいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） よろしく願いいたします。

それでは、3問目に行きます。学校給食費の無料化についてお尋ねいたします。本町の子育て支援は、道内市町村と比較してハイレベルにあると私は思っております。さらに支援事業として給食費の無料化を実現すると、特色あるまちづくりとして大変な評価を受けると思うのです。近い将来、今も助成事業はしておりますけれども、無料化についての可能性はありませんか、伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 東海林議員の質問に答弁させていただきます。

現在学校給食の1食当たりの単価は、小学生が270円、中学生310円です。学校給食事業は、年間基準日数を200日に設定しています。年間の学校給食費は、小学生が5万4,000円、中学生が6万2,000円です。平成29年8月から、1食当たり小学生は149円、中学生は169円の補助を始めました。平成30年度からは、年間で小学生2万9,800円、中学生3万3,800円、約55%を補助しています。なお、保護者負担額は、年間で小学生が2万4,200円、中学生が2万8,200円です。将来的には全額補助、無料化を実現したいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 今の内容でも大変頑張ってやっているということは分かります。ただ、小学校が今保護者負担が2万4,200円、中学生が2万8,200円、大体概算で計算しても保護者負担が小学校で150万円、中学校で100万円程度ではないでしょうか。250万円ぐらいですね。私は、これだけ補助してくれて、確かに進んでいますよ、この町は。でも、例えば中学生のハワイ英語研修の金額、これは私はすばらしいいい事業だと思っているのだけれども、そういったかかる金額と比べると、全額保護者負担をなくすとしても250万円程度であれば、これはやって効果があるのではないですか。子育てに頑張っている町として誇らしげにできると思うのです。これは道内でもやっているところがありますよね、数か所ですけれども。こういったことで、行政執行方針、町長も

教育長も異口同音に言っているのが子供は宝です、希望ですって言っているのです。子供をここまで宝だと思ふ気持ちがあったら、250万円程度の出費は何かにおいても捻出できるものではないでしょうか。今々やれとは言わないとしても、来年度途中でもいいから考えてみたいと思ふ気持ちはありませんか、伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 教育長を含め、教育関係者の熱い思いもあって、とにかく子供を第一にという気持ちは一貫して持っているつもりであります。確かにあと250万円あればという視点も分かりますけれども、もともとこれを無償化までしなかったのは、もっと教育内容の充実であるとか、そういったところにお金をかけていくということを踏まえたところもあって、給食費は全額補助にはしないけれども、ほかのところでしっかり教育の充実を図っていききたいということでこのようにしてきたということでありまして。いずれにしても、お金でありますから、その最も有効な使い方ということを考えていくのが本旨だというふうに考えています。改めて教育全体の中で、給食費がいいのか、もっとほかに力をかけるべきところがないのか、そういったところをしっかりと踏まえて、本町らしい特色ある教育の充実ということを図っていききたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

受付番号3、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号3番、議席番号4番、宮崎です。1点目として新型コロナウイルス災害への対策について質問させていただきます。

新型コロナウイルスが世界的な広がりを見せており、道内でも感染が広がっている可能性を否定できない状況となっておりますが、中頓別町では2月10日の旬報でわずかに触れているわけでありました。ほかに現時点で行政にできることはないのでしょうか。

いまだにマスクやアルコール系消毒液などの流通不足は解消に至っておらず、今後に不安を抱えている町民も多いと思えますが、町の防災備品などで関連する物資等はストックされていないのか。関係商品を扱う事業所、使用頻度の高い医療機関、福祉施設などの在庫、マスクやアルコール消毒等、出入口などへの町内設置状況は把握できているか。

また、不要不急の外出を控えていただき、積極的に外部と接触しない取組も必須であると思われませんが、本町では本件の対策についてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 事前に配付した段階から状況もいろいろ動いておりますので、改めて差し替えた答弁要旨に沿ってお答えをさせていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症については、国が1月30日に対策本部を設置し、2月1日に指定感染症及び検疫感染症に指定されています。水際対策や封じ込め対策を取りつつも

感染は拡大しており、国は2月25日において基本方針を決定し、感染拡大の抑止に当たっているところです。北海道においても1月28日に対策本部を設置しているところですが、感染者が全国でも最も多いところとなっていて、2月28日は鈴木知事が緊急事態宣言を発表し、小中学校などの休校や週末などの外出自粛などを呼びかける状況となっています。

町としては、1月30日以降課長会議や対策準備会議を重ね、状況の把握と必要な準備に当たってきましたが、道の緊急事態宣言を受け、2月28日、同日中に町としての対策本部を設置したところであります。

この間の対応ですが、感染症発生時の備えとしてのマスクやアルコール消毒液など、これらは防災備品としては備蓄されていませんでしたので、病院を含む町の施設のほか、福祉施設等における在庫状況を把握しつつ、その確保に当たってきました。全国的に在庫がなく、いまだに十分な量を確保できているとは言えませんが、何とか品切れになることは回避して対応しています。町内公共施設では、アルコール消毒液を置き、対応する職員のマスク着用も徹底しているところです。

町内でも感染者が出ることを想定した準備を行うとともに、道の緊急事態宣言や国における対応などを踏まえ、ホームページ、旬報及び旬報と同時に配布されるチラシ等で町民の皆様へ情報提供と啓発を行っているところです。また、高齢者など個別な支援が必要な町民への対応も行っていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今町長のほうからお話があったように、この質問については私が通告をした時点、またその後答弁書を頂いたときから状況が変わっているということで、質問の内容については私のほうではさほど影響はないと考えて、そのままとさせていただきますけれども、町長のほうからお話をいただいて、今ご答弁いただいたものを3日ほど前に吉田保健福祉課長からお届けいただきましたので、これがほぼ最新の状況ということになるかと思えます。また、本定例会の初日には町長から行政報告もありました。内容的には、どれも本町においても少なからず対策が取られているということは分かるのですけれども、大きな変化というものがあつたとしたら、それはご答弁にもありました2月28日、ここ北海道で出された緊急事態宣言の段階からということになるかと思えます。これは、主に小中高の休校要請と週末の外出、特に人が集まる場所に行くのは自粛してほしいということだと思います。週末については、特に体調の悪い方については外出を自粛するなどの対策を取ってほしいという内容だったかと思えます。決して強制されているわけではないわけですが、主にこの2週間、本町では具体的にどう対応していたのか。

今日さらに、あす配付予定ということで新たな紙面も頂いたので、この辺を再質問で聞こうと思っていたので、これを見ながらお話しさせていただければなというふうに思うのですけれども、特にそんな中、中学校のほうから卒業式のご案内を3度もいただいて、大

変恐縮しております。まさに二転三転という形で、国や道の対応に翻弄されたところもあるのではないかとこのように察するところですが、これは決して強制されているわけではないので、独自の判断があってもよかったのではないかなという気持ちもあります。この点、期間なんかについては配付していただいた資料にあるので、この辺説明していただければいいのですけれども、なぜこういうような判断になったのかというところを主に伺いたいと思います。

この点で小学校、中学校の休校等についてはどういう判断でこういう形になったのか、また今テレビなんかでも言われている分散登校についても、これでいくと臨時休校の中で分散登校されるというところで、分散登校をしないというようなところもあるので、この辺もどういう判断があったのか。

また、学校以外でも、例えばスキー場のロッジのような施設というのも警戒が必要な施設に含まれていたような気もするのですけれども、要請には含まれていないような放課後子どもプランですとか図書館など、これは大体見るとお休みをされていて、図書館なんかは31日まで休館とか、子どもプランについては5日から再開を31日までの間にされているということで、この辺なぜそこは再開をしてとか営業して、ずっとやらないところもあるのか、この点についても特にお子さん方が行き場を失っているというようなところもありますので、この点の判断についても伺いできればというふうに思います。

それと、こども園です。これも要請には含まれていなかったと思うのですけれども、基本的にはこれは5日までお休みをされていたような形になるかと思う。5日から通常業務再開というような内容になるかと思います。これは、小さいお子さんがいる保護者の方々でお困りになった方もいらっしゃるのではないかとこのように思うのですけれども、保育園等については休園していないところも多かったと思うので、違う判断もあったのではないかなというように思います。この点は保護者の方々への対応などはどのように考えておられたのか、この点についても伺いたいと思います。

それと、もう一点再質問は、町民の皆さんに向けてということについて旬報とチラシ、ホームページなどで周知されているということですが、どれも内容的には連日各メディアで報道されていることとさほど変わらないかなというふうに思います。その点については、皆さん本当にテレビなんかもくぎづけになっていますので、既に気をつけられているのではないかなというふうに思います。重要なのは、自分の体調などで気になることがあったら実際どうすればいいのかということで、問い合わせ先の中には介護福祉センターも含まれているのですけれども、先に保健所の連絡先があったりとかして、ちょっと分かりにくい部分もあるかなというふうに思います。これは中頓別町民の皆さんに向けたものですから、別にそれだけではなくて、役場のほうにお電話いただいても別にいいと思うのです。実際にその点は中頓別町でもそういった関係の問合せはあるのか。もしあるとしたならば、それぞれにどのような対応をされているのか、これについても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 宮崎議員の学校に関わることについて答弁させていただきます。

中学校の卒業式については2回ほど動きまして、申し訳ございません。その事情もこれから説明する中にあるのですけれども、最初は鈴木知事の緊急事態宣言を受けて水曜日から火曜日までを休みにするという対応していました。5日の水曜日には出てきて、これこれをやりなさいという指示が来ていたのです。その週に中学校、小学校ともに、プリントであるとか、こうするからねということを送ろうと思っていたのです。そうしたら、次の日に全国休業にいなさいということになりまして、それが一旦収まったのです。先週の月曜日ですけれども、緊急の教育長会議があって教育局に行きました。そこでどうするかということになって、何と言われたかということ、保護者はどういうふうに思っているのだろうということを知られたのです。聞かれても私は答えられません。非常に困りました。そこで、一旦ちょっと保留というような状態になったのです。それで、延びますと、この間どうしようかということをもう一回仕切り直しになりました。そして、火曜日があったのですけれども、火曜日にもう一回やるから、水曜日に来いということになったのです。

その間、月曜日のを受けて、ここに帰ってきて、遅い時間だったのですけれども、校長会、教頭会で小中学校についてはどうするかを確認しました。分散登校をやるということになって、先週の金曜日にやる予定でした。その準備をしてくださというふうに私は話をしました。ところが、水曜日に行ったら、それは待ってくれと。何だというふうになるのですけれども、そうになりました。金曜日の分散登校は、小学校はなくなったのです。それで、次の日もあって、9日、今日も実際入っていたのです、最初は。それもできなくなってしまった。だから、9日までこっちはやろうと思っていたことが全てこうなってしまうと、それで新しくしたのですけれども、本当は10日からやる予定だったのですけれども、もし変わってしまったらということもあって、1日余裕を持って11日から小学校の低学年、高学年、そして中学校と分散登校すると。分散登校という形の中で、13日は中学校の卒業式をやる。20日は、分散登校というか、小学校の卒業式をやる。最後に24日まで、これは24日に分散登校として終業式をやるというふうに、そういう日程でこういうふうに組みさせていただきました。

分散登校をやらない学校もあるのですけれども、それは各教育委員会の判断ということなので、これは校長会、教頭会で私が分散登校はどうしようかって聞いたときには、やっぱり学校のほうは子供たちの顔を見て健康状態の把握であるとか、あるいは学習等、あるいは感染症予防対策について指導したいという申し出がありました。それは、当然だと思います。それで、全員には聞けなかったのですけれども、PTAの役員や教育委員さんで小学生、中学生の保護者の方もおられますので、聞きました。分散登校をどう思いますかと言ったら、やっていいと思いますよと。ただ、保護者の意見の中には、登校させるときの不安もあるとか、仮に感染するリスクもあるのではないかなというふうなこともあり

ました。あるのですけれども、そこのお手元の黄色いペーパーに出ているような形で分散登校、それから儀式もやることにしました。卒業式については、残念なのですけれども、教職員と卒業生と保護者のみで行うということで、30分もかからないと思います。結構厳しいのです。2メートル以上離しなさいとか云々というのがあります。あるのですけれども、終わったらみんなくっついてしまうのではないかと感じてしまうのですけれども、その辺は抜きにします。

それから、スキー場ロッジの対応なのですけれども、スキー場も最初の緊急宣言を受けたときには土日休みにしました。それで、土日は休みにして、平日はやっているのです。この土日は少し緩やかになりましたので、そのままスキー場のほうはやりました。スキー場に私は2日間行ききましたけれども、幸いなことにロッジの中は閑散としています。それで、必ずスキー場に来た人は、スキー滑るかにかかわらず健康調査票があります。ここに書かれていて、熱も確認しています。測ってこなかった人は測ってくださいということで、そこまで用意してまして、要するに来た人の健康管理、土曜日は108人来ていると言っていましたけれども、全員熱のほうでは心配はないというふうに聞いています。今日からは営業を平日はしていませんので、この状況でいくと思います。

それから、放課後とこども園の状況ですけれども、最初の知事の要請を受けて、結構重たく受け止めました。小中学校を休業して、こども園を休業させないというのは、相座園長のほうにもちらっと見せたのですけれども、園も休ませるという対応になりました。放課後子どもプランは、通常インフルエンザが出たときにはプランには来ないでください。学校閉鎖になったときには休業しますということでやっていたのです。それで、4日まではそのことでいったのですけれども、それも総理大臣の云々で変わってきました。保育所関係、幼稚園関係は開いてください。それから、学童保育についてもやってくださいということになって、それではやりましょうということで5日から対応しているという状況なのです。最前線でこども園と、こども園の先生がいるわけなのですけれども、こども園についても1メートル間隔で離しなさい。勉強するときはできますけれども、遊ぶときはそこまで云々言えません。これは教育長会議でも言いました。そんな無理なことやらないでくれと、かえってストレスがたまるといようなことも言ったのですけれども、そこはそこなのです。こども園のほうも受け入れていますし、放課後のほうも来ています。ただ、放課後のほうは多分10人前後だと思います。中には、こども園もそうですけれども、やっぱりたくさんの中でいたら、濃厚接触といいますが、それは避けられないので、家庭で静養させるといのか、家庭で面倒を見るというところもあるというふうに私は認識をしております。

それから、その間の延期については、園長のほうから電話で連絡していただいて、こういうふうになるからということです。それから、副町長のほうから、こども園は登録制なのですけれども、登録していない子が何とか来たいということであればということで、受け入れる体制も取っています。

(「子どもプランです」と呼ぶ者あり)

○教育長(田邊彰宏君) これは、放課後子どもプランですね。45人登録されているのですけれども、10名ぐらいしか登録していない子はいないのですけれども、登録外でプランに来ている子はいません。ふだんも高学年はほとんど来ないのですけれども、高学年もほとんどいないという状況で、家庭で過ごしていると。何をやっているかが一番大切なところなのですけれども、静かにやっているということはゲームをやっているなというふうに思っているのですけれども、土曜日、日曜日であるとか、歩いて帰るときの子供の姿はほとんど見ないというのが状況です。

これで大体お話ししたかなと思うのですけれども、最後のほうの打合せ等については保健福祉のほうに委ねます。

○議長(村山義明君) 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長(吉田智一君) ホームページのほうには、その都度状況が変われば上げるようにしています。これまでの知事の緊急宣言につきましても、宣言が出た日のうちにホームページに上げるとかということで対応はさせてもらっています。あとは、住民に対するチラシ関係もなるべく少しでも分かりやすいのを出したいということでこれまでは出していたのですけれども、例えば相談する場所についてもいろんな電話番号をこれまで書いて、道のホームページとかに載っていたデータをそのまま上げていたというのもありまして、どこに電話していいのかということのを迷うということもあると思います。それで、今朝渡したチラシの中にもありますけれども、なるべく連絡先は分かりやすく少なくしてということで、道と保健所の2か所と、あと町については保健センターを主に中心に連絡をいただければ、それなりの情報は出せますよということで上げてきたつもりですので、どこにかけていいのかって迷わないようにチラシの中で集約をしてきたということになると思います。

今現在までに相談とかということがどの程度というか、あったかということでありすけれども、直接的に今保健福祉に今回のコロナの関係で例えば熱があるのだけれどもとかということの相談は、今時点ではまだ保健センターに対してはないです。病院のほうには多少熱が出たとかということの相談はあるようすけれども、具体的なところは、そこまではないとは思いますが。

○議長(村山義明君) 小林町長。

○町長(小林生吉君) 宮崎議員のご質問の趣旨は、町として独自の判断でというところでも何かもっとできたのではないのかという趣旨を含むのかなというふうに思います。もちろん個々については、町が施設をどうするかということ、先ほど教育長のほうからも施設をどうするかという話について説明がありましたけれども、基本的には対策本部の中で最終的にその取扱いについては決定をして、ほかの施設との全体としての整合性も取りながらやったということでありす。

端的に申し上げますと、私ども町サイドにも、報道とか、そういうところで得られる情

報とほぼ変わらない情報しかやっぱり得られないわけです。知事が緊急事態宣言を出されるということは、見えないところで、伝わっていないところでそれなりの厳しい状況が予想されるというような一定の根拠があってああいう宣言をされているというふうに思いますけれども、そういうところというのは私も共有がなかなかできないところがあって、その中で町独自で判断してというところは非常に取り組みにくいというのが現状かなというふうに思っています。その分、十分ではありませんけれども、改めて個々の状況に対する把握、支援というようなことに心がけて、住民の困っていることに、そういうことにしっかり寄り添っていくということが大事かなというふうに思っています。

保健福祉課においても、まだ十分に回り切っていませんけれども、独居の高齢者の方とか、高齢者だけの世帯の方とかの状況、訪問だけではなく、むしろ電話対応のほうがいいところもありますので、そういったようなところをしっかりと取り組んでいながら、町民の不安を少しでも解消できるように対応していくように努力したいと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 学校などの関係については今教育長のほうから大変詳しくお答えをいただいて、かなりの紆余曲折があって大変なご苦労されたのかなというふうに思います。これは、子供たちのために今後も行き場の関係とか対応していただきたいなというふうに思います。

今吉田課長と町長のほうからもご答弁いただきましたけれども、情報の関係でなかなか町のほうも苦労されているということだと思っておりますけれども、この点について再度お伺いさせていただけたらなというふうに思います。今日頂いたこの新しい紙面については、明日10日なので、明日以降順々に配布されるというふうに思うのですが、ホームページなんかの話もあって、ホームページについてはインターネットを利用されていない方には伝わらないので、やっぱり旬報等の広報活動というのは重要だというふうに思います。

例えば最初の質問にもあるように、先月10日の旬報については内容的にはわずかだったのですが、その内容は武漢市との関わりがあって何か症状があるような方については、申告した上で速やかに医療機関を受診してくださいというふうにあったと思うのです。ただ、例えば実際本当に速やかに医療機関を受診されたら困りますよね、ちょっと。困ると思うのです。感染を広げる可能性があったりするので、とにかくまずは連絡をして指示を受けてくださいって、そういう情報というのはこの時点でも既にそのようなことが報道等でも言われていたので、これは私は見たときに戸惑う人もいないかなというふうに感じました。それについては、本当に重要な心配されるような問合せというのは今のところないような形なので、これについては今のところ問題ないのかなと思うのですが、最近でいうと、町長が情報がなかなか入ってこないというところで、国から北海道へのマスクの支援というのがニュースがあって、これも初めはどこということもなく、北海道1世帯40枚ということだけだったので、中頓別町にも送られてくると思った方は

結構いらっちゃったと思うのです。ただ、現状ではまず北見市と中富良野町の全世帯ということになって、非常に残念に感じた方も中頓別町でも多いのではないかなと思います。この点、町のほうで今後の情報などを何かをつかんでおられるか伺いたと思います。

あと、これも最初の質問の中にあるのですけれども、本町でもマスクなどが手に入れなくて困っている方もやっぱりそういうことで多いと思うのです。例えば私が勤めている事業所なんかでもそうなのですけれども、民間のほうでは工夫して、僅かに入荷できたものだったり在庫販売を工夫してやっけても、タイミングが悪かったりして手に入れられなかったりする方がいると思うのです。町職員の方々については、恐らく病院のストックなどを活用して対応されたりもしているのではないかなというふうに思います。福祉施設のほうなんかでは、勤務される職員の方々には恐らく1日1枚というような形で職場の中で支給はされているのかなと思うのですけれども、利用者の方々についてはどうなのでしょう。どういう状況にあるのか。

また、病院を受診される方なんかでも提供されたりするのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう機会がない方からしたらちょっと不平等感があると思うのです。この質問の題名でもあるように、これはまさに災害だというふうに思うので、こういうことにも備える必要があったと思うのですけれども、町民の皆さんにお配りできるような備蓄は用意されていなかったという最初のご答弁にもあります。ただ、そこで終わっているのですけれども、では今後はどうされるのでしょうかということ。防災備品については、ローリングストックという考え方があると思います。食料品なんかでも幾ら長くもつといっても消費期限なりがあって、これは防災訓練のときなんかに参加された方で期限が切れる前に消費をしていただくというようなことで、例えばエタノールが含まれるウェットティッシュであるとか、マスクも高度な医療マスクだとそれなりの期限があるというふうに聞いたのですけれども、これについてもいずれは期限が来るので、これはそれこそ切れる前に町民の皆さんに配布をしていって、あとはそれぞれ自由に消費していただいたらいいのではないかなと思うのです。

さらに言えば、以前建設協会と町のほうで災害協定が結ばれたというふうに思います。例えば以前あった胆振東部大震災、本町でも電気が使えない中で一般町民の皆さんの需要として一番多く求められたのは飲食物だったり電池などの商品だったと思うのです。なので、建設業界だけでなく、その他の工業であるとか、広く商工会、特に商業の事業所です。そういう商品を扱う、こういったところともやっぱり広く協定を結んで、常に在庫と消費が行われている、ふだんから。ナチュラルなローリングストックを図るということも考える必要があるのではないかなと思います。この点いかがか。

この点で、もう一点なのですけど、行政施設等の中ではマスクやアルコールなどが配置をされているということなのだと思いますけれども、ほかの部分で人の出入りがある民間の事業所の対策などは確認されたりしているのか。また、関連商品、町内民間の取扱い状況、ストック状況などは確認されていないように思うのですけれども、この点についても確認なん

かも必要なのではないかなと思いますので、再度これらの点について伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 防災備品の関係についてご回答したいと思います。

おっしゃられるとおりだというふうに思っております。この対策が始まった時点でも、備蓄をしていなかったというのがゆゆしき問題になる可能性があるなというふうに思っております。実は病院のほうとも話をしております。病院のほうでストックをしていただと、それをローリングしていただいて、特にマスク、アルコール、こちら辺は置いておくと使い物にならなくなってしまうということもありますので、在庫を置いておいてもらいながらローリングして使っていただくと。それに関しては、防災備品のほうで提供していくことも今内部のほうでは話しているという状況であります。今後の対策ということでお考えいただければというふうに思います。あと、おっしゃられたとおりの部分で防護服の関係なんか出てくるというふうに思います。あるいは、消毒液の関係、アルコール以外の部分、それらについても今後備蓄について検討していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 先ほど一番最初にあったマスクの今後の状況というところでありますけれども、国、道のほうからはマスクに係る情報というのは残念ながら今のところありません。そういう部分では、今後どうしていこうかというところはちょっと今難しいところであるかなと思います。

あと、施設関係で言いますと、福祉施設、長寿園、厚生園でありますけれども、マスクの状況を確認はしています。ただ、確認した中では、在庫の中で何とかやりくりできますということでの話はいただいていますけれども、ちょっと細かいところでいくと利用者全部と職員全部というふうな聞き方をしていなかったものですから、法人として在庫として管理できているかということでは何とか大丈夫ですということの確認は今のところしているという状況であります。あと、消毒液等につきましても、事業所全てというところの確認はちょっとできてはいませんが、今言ったような法人のほうでは、例えば手を消毒する消毒液とかというのがもしなくなればということでの話もさせていただいて、先日も消毒液がなくなったのでということで、うちのほうでストックしている在庫の消毒液を補充してということの状況はさせていただいています。ただ、それ以外の事業所については、ちょっと確認し切れていなかったというのが今の現状であります。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 商工会の協定の関係、私のほうも長くいなかったものですから、ちょっと今情報を聞きまして回答させていただきます。

数年前に商工会のほうにもそういうお話をさせてもらったという経緯が実はございます。ただし、今のところ近くのところで前例がないという話もありまして、一旦は切られている状況です。ただ、行政としましては、そういったような協定を結びたいというふうな考

えは持っています。これに関しましては、燃料の需給、おとしでしたか、燃料の関係もありましたので、それとともに一緒に進めていけるものであれば進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 詳細な答弁については総務課長、保健福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。

いずれにいたしましても、もう随分以前になりますけれども、新型インフルエンザの発生があったときに特措法ができて、町も条例を設置して、そういう感染症が発生したときに対策本部を設置して対応するというところについては一旦準備はできてはいたのですが、この間SARSとかMERSとかもありましたけれども、こんなふうに身近に感染のリスクが迫ってくるというところに十分に対応できるような体制になっていないということ率直に認めた上で、備蓄の関係も含めて改めてしっかり今後に向かっては検討して対応するというふうにしていきたいと思っております。当面は、今ここで発生するかもしれない、発生した場合ということも含めて予防と発生時の対応ということに対する万全の体制を構築し、取っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜ればと思っております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 在庫の関係であるとか、今後備蓄の関係に取り組んでいかれる。いろいろやれることがあると思うのですけれども、町長からもご答弁いただきました。今回の新型ウイルスの対応については、国や都道府県の対応そのものが例えば称賛されている台湾の対応などと比較すると非常に甘いと、後手後手であるというふうに言われています。では、その判断を待つ市町村はさらに後手に回っているということになるかと思っておりますので、例えば北海道の感染地域を管内で分けた場合として感染が確認されていないのは3か所で、これが宗谷管内と留萌管内と、胆振管内についてはこれはちょっと事情が違うのではないかなというふうに思うのですけれども、この宗谷、そして留萌については決して国や道の対応なんかから見ても対策が功を奏して感染をしていないのではなくて、もともとの人口が少ない、交流人口も少ない。つまり人の行き来が少ないところだからだというふうに思うのです。ただ、北海道だけで見ても、確認されていない感染者は1,000人いるのではないかというふうにも言われておりますので、これはもしかしたら中頓別町にも感染している人はいるかもしれないと考えたら、自然と防災意識も高まると思っております。民間の事業所なんかも独自にやったりもしていますので、行政としてもできる範囲で独自の考えを持って今後も感染の防止対策にどんどん取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

この質問については以上です。

○議長（村山義明君） 休憩を取ります。議場の時計で午後2時10分まで休憩を取ります。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り一般質問を続けます。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） それでは、2問目のなぜ雪崩の事故は起きてしまったのかについて質問します。

2月1日の午前11時40分頃、敏音知岳南側斜面で発生した雪崩がイギリス人男性の命を奪った出来事もまた世界中に広がり、連日各方面で報道されておりました。よいニュースではなく暗い話題で町が有名になってしまうことを町民は非常に悲しく感じていると思われませんが、この2日前の1月30日には占冠村のトマムスキー場でも同様の事故が起きており、大雪で雪崩注意報が連日発表されていた中頓別町でも同じようなことが起こる可能性は十分に想定できたはずですが、入山届も出ていたようですが、そのような状況にもかかわらず入山を抑止していなかった責任についてはいかがお考えでしょうか。本件の経緯についてもご説明いただきたいと思います。

また、なぜ冬の入山先として近年敏音知岳が選ばれるようになってきたのか。南側の斜面では毎年のように雪崩が起きていると聞いておりますが、町の情報が発信されているSNS等でも危険なバックカントリーを助長するような内容が見受けられます。現在入山は中止されているとのことではありますが、二次災害や風評被害につながる可能性もあることから、その後の状況についても伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 雪崩事故に関するご質問にお答えをしたいと思います。

冬山登山についてですが、原則的には入山者自身の自己責任であり、必要な装備の準備や気象状況、降雪状況などの情報収集、技術などを判断した上で入山するものと考えております。国有林への入山は、届出をすれば可能であり、警察においても登山計画の提出を努力義務としていますが、禁止の措置はできないのが現状です。

本件の経過としましては、札幌のガイドによるバックカントリースキーのツアーで、ガイド1名と参加者2名が敏音知岳に入山し、南斜面を滑走し、発生した雪崩に巻き込まれたものであります。町としては、バックカントリースキーを積極的に奨励しているわけではありませんが、万一に備えて関係者による連絡会を置いて協議を行ってきた経緯があります。今後における入山の取扱いにつきましては、死亡事故の発生について重く受け止め、今年4月末まで登山道を閉鎖したほか、関係機関と対応を協議していく予定であります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今回の私の一般質問でいうと、1点目の先ほど新型肺炎ウイルスについては町長から行政報告もあったのですが、本件については行政報告されていないのではないかなというふうに思います。これは、消防であるとか産業課であるとか、行政と

して対応された部分はあると思いますので、また中頓別町の名前が日本中なり世界中を駆けめぐった瞬間でもあるので、決して小さいことではないと思うのですが、まずこの点についても伺いたいと思います。

それと、ご答弁については、前段の部分でなかなか入山を禁止するなどの措置はできないというのが現状であると。これについても分かるのですけれども、極端な話、自己責任なら助ける必要はないのではないかというふうにもなるし、でもそもいかないではないですか。消防や警察が出動したり、特にこのときは大雪だったので、消火栓の確保なんかには消防は終わっていたと思うのです。例えばこういうときに別で火事があったりとか、事故が起きてしまったらというのが最初の質問でも言っている間接的な二次災害につながってしまうというふうに思うので、だからこそこういうことは要らない事故というのは防いでいかなければいけないというふうに考える必要があると思います。

そこで、ご答弁の後段にあるように、登山道の閉鎖等という形は取れるということですが、これが新聞報道などでもあった入山中止ということに当たるのかなと思うのですけれども、それでは事故当日の2月1日、中頓別町では最初に質問させていただいたような状況にある中でそのような対応は取れなかったのか。そうならなかったから事故後に入山中止したということだと思うので、この時点で危険な状況になっているから登山道は閉鎖しますということにしていたら結果はどうなっていたと思われるでしょうか、この点についても伺いたいと思います。

また、入山届もなく、確認もできないところから登山者なりスキーヤーが入っていたら、また状況は違うと思うのですけれども、根本的に敏音知岳での入山のシステム、流れはどのようになっているのでしょうか。夏とか冬とか、もしかしたら季節によってもちょっと違いがあるかもしれないのですけれども、入山届自体は基本的に道の駅に出すわけですね。だとしたら、これは状況に合わせて、登山道の閉鎖もそうでしょうし、最低でも入山届を出していかれるような方々には今は危険な状態だから入山をしないでほしいとか、特に南側の斜面では雪崩が起きるから行かないでほしいと言うことはできるのではないかなというふうに思うのですけれども、そのような対応を取ることはできなかったのか、これについても伺いたいと思います。

それで、実際その後登山道を閉鎖されたわけですが、これによって入山の抑止というようなことには現状つながっているのか。また、逆に今回のことが、このニュースなりが本当なら町に来られるほかの方々への足止めになるような風評被害にはつながっていないか。逆にこういうこともあると思うのですけれども、話題になったことでちょっとクレージーな方々がそういう行為に及ぶ、そういう方が逆に来るといったような風評被害にはつながっていないか、この点もその後どういう状況なのか再度伺いたいと思います。

また、ご答弁の中段部分ですが、今回の経緯等については、バックカントリースキーのツアーだったということで、これはビューローのほうでも、冬であるとか、冬に限らず、四季によって、今はどうか分からないですが、以前最初のころは

4万円とか5万円というような高額なツアーを、実際打ち出したかどうか分からないのですけれども、そういうお話があったので、例えばそういうものと今回のものというのは何も関係はないのか。わざわざこんな遠くまで来なければいけない山がスキーのリスクなアクティビティーの対象になっているというのが疎い者からすると非常に不思議なので、札幌のガイドとされる方のこれは本当に個人事業的なものだったのか、中頓別町とは全く関係のない旅行会社のツアーだったのか、こういった点についても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 宮崎議員にお答えいたします。

まず、閉鎖の措置が取れたのではないかといいるところでございますけれども、最初の答弁にございますとおり、基本的には自己責任ということで入山をしていただくような形にはなっております。それで、閉鎖をした措置についてですけれども、やはり死亡事故が起きたということを重く受け止めるということと、非常に大きな中頓別町の敏音知岳でまさかこういうことが実際に起きてしまったということを重く受け止めたということと、1日の日に対応に当たった消防ですとか警察ですとか森林管理署、町もそうですけれども、それぞれの対応状況もいろいろ今後検討しなければならないような状況もあるということで、そういうことを踏まえて登山道閉鎖ということにしました。登山道につきましては、森林管理署のほうから登山道部分を町が借り受けておりまして、そういうことで町のほうでは閉鎖ということで、その部分を閉鎖ということでしまして、ホームページも情報発信をしたところでございます。

それで、閉鎖によってその抑止ができたのかといっところでございますけれども、一部は議員おっしゃったように、そのニュースを見て、問合せは何件かやはり受けておりまして、役場のほうにも来ておりますし、消防のほうにも来ておりますし、結構個性的な方が多くて、自分は大丈夫だというような方が結構多くて、どうして町がそういう閉鎖をするのだというようなお問合せを何件かいただいておりますが、そういうお問合せに関しては一応説明をしまして、自粛を呼びかけているということで説明をさせていただいております。

ツアーの件でございますけれども、ビューローのほうでやっているツアーではなくて、今回はプロの札幌在住のガイドさんによるツアーということで、少し具体的に申しますと、最初から中頓別町に、敏音知に来る予定ではなかったということで、あの周辺はちょっと天気が荒れておりまして、予定のところに行けなかったということで、それでたまたまいい山があるということで中頓別町に入ったということで聞いております。

それと、入山に関するあらかじめ登山道を閉鎖しておけばよかったのではないかという話でございますけれども、敏音知の、今ビューローのほうで登山道自体は管理をしておりますけれども、山のガイドという者は置いているわけではございませんので、山の状況というのはなかなか判断ができないということで、そういうことも含めまして自己責任でや

っていただいているという状況でございます。

登山のシステムということでございますけれども、基本普通は森林管理署のほうに入山届を出すということで、国有林ですので、そういう入山の仕方になるのですけれども、敏音知の登山に関しましては、道の駅に設置しております入林届を出すことによってその代わりになるものということで取扱いをしております。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 冒頭のほうでございました入山の際における自己責任ということでもありますけれども、基本的にバックカントリースキー、ほとんどのところは、ニセコとか一部を除いてほとんどのところは管理をしていない状況の中でスキーヤーの人たちが自分たちの判断でそこに入ってお滑りになっているという、今回の件もその範囲に入ります。基本的には、そのエリアが安全であるかどうかということに関する情報提供ということはされていない中で、自分たちが全てその状況の判断も含めてするという点において自己責任だというふうに捉えているということでもありますけれども、議員おっしゃったように、では遭難したときも何も対応しなくていいのかということになると、そこはまた消防とかの対応としてはやはりそういうわけにはいかず、遭難があれば対応するというのが基本になるかなというふうに思います。この点については、外国なんかではちょっと違う対応もあるというふうに思いますけれども、夏山の登山においても基本は同じかなというふうに思います。

ある程度の情報提供をするということにおいても、町が一定の管理をして、そこでの滑走を奨励しているかのように取られかねないところもあって、どういう情報なら、情報提供するにしても、その範囲とか責任の範疇ということもしっかり見極めた上でやっていかなければならないのかなというふうに思います。そういう意味も含めて、そういったことの今後の取扱いを含めて一旦閉鎖、登山道閉鎖という形を取らせてもらって、来年に向かって何ができるかというところは今の段階で明確ではありませんけれども、その準備に当たるということでもあります。

永田参事が言ったように、町が何で閉鎖する権限があるのだというような大変厳しいご意見も頂戴をされていて、ある意味確におっしゃるとおりでありまして、登山道から入らないで違うところから入って滑っている実態もあると。これについては、先ほども言いましたように止められないというのが実態なので、町が全ての入山を止めているというようなことにはなっていないし、それは現状できないという中で、今後に向かっての対応を考えるということになろうかと思えます。

一応補足です。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 永田参事と町長のほうから、風評被害というか、問合せの関係であるとか、町からの情報提供の関係をお答えいただきました。その辺で再度伺いたいのですけれども、先ほどの私が後段で言ったほうの風評被害の関係で人が来なくなるのと、逆

に意図しない形で例えば人が来てしまったとか、大変個性的な問合せとかユニークな問合せが幾つかあったということですが、別な意味での風評被害ということについて、事故から10日後の2月12日にオーストラリアの方など4名の外国人の方々が敏音知に宿泊をして、事故が起きた南側斜面を滑って、お亡くなりになられた方が事故に遭った場所であるとか、発見された場所の写真を撮られていたようなのです。これは、例えば亡くなった方の関係者とか調査の方とかでないとしたら、まさに風評被害の一つというふうに思うのですけれども、これについてはどのように把握されておられるのでしょうか。最低限ビューローのほうでは、宿泊されていると思うので、どんなような目的で来られているのかぐらいは分かるのではないかなと思うのですけれども、この点どのように町のほうで把握をされているか伺いたいと思います。

また、町長のほうから先ほどお答えいただきましたけれども、危険とか安全の情報なんかをどういうふうにご提供したらというのは今後の課題かと思うのですけれども、今1点目で伺ったことから、敏音知岳南側斜面における冬山スキーの入山というのは、恐らく明らかに増えていると見るべきだと思うのです。これは、正直何の情報もなくここにたどり着くわけではないと思うのです。雑誌などで紹介されたからというような見方もあるようなのですけれども、どうも二千十五、六年あたりから町の関連のSNSなんかで南側斜面と思われるところを滑走したのを紹介するような内容があるのではないかということで、最初のご答弁で積極的に奨励しているわけではないということですが、もしそういう危険な情報があるのだとしたら、これはしっかり精査をして見直しをかけるべきだと思うのですけれども、この点についても再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 2月12日にオーストラリアから、11日ですか、お客さんが来られたということですが、ビューローのほうからは聞いてはおりませんが、別な形で付近の酪農家さんから、外国人の方が入山しているようだという話は別口では聞いております。事故の後すぐ登山道を閉鎖したことに伴いまして、道の駅の玄関の24時間スペースのところに入林届の用紙ですとかいろいろ設置をしていたのですが、それも撤去しまして、閉鎖のお知らせをさせていただいておりますので、そこを經由しないで別な形で入山をされたのかなというふうにはちょっと思います。

入山の人数に関しては、少し減ってはきているのですが、入山の記録といいますか、人数のカウントだけはもともととしておりまして、大体10年ぐらい前から少しずつ冬に登山をしてスキーをされている方がいるというのが少しずつ増えてきたということで、それで町のほうでもそういう状況を踏まえまして、平成28年に連絡会を立ち上げまして、それで関係者に状況の認知をしてもらおうと思ひまして、入山の実態を説明しました。それで、記録上の数字でいきますと平成28年に215名です。そこから、29年は158名、30年度は109名という形で少し人数が減ってきているようなのですが、実数としてはこれよりも多いと。1名しか記載をされていないケースですとか、全く記載を

しない方もいらっしゃいますので、年間でいくと200人から300人ぐらいの入山はあるだろうというふうには見ておりました、それで実態を関係機関に把握をしてもらいまして、それで少しずつ検討していただくという機会を設けてきた矢先のことでもございました。

もう一点、町のSNSの関係なのですけれども、今回の質問を受けまして私のほうでも調べられる限りは調べてみたのですけれども、町のほうで情報発信しているというのはちょっと見つけられなかったものですから、もしかするとあそこで滑られた方がされているケースはあるかもしれませんが、ちょっと確認はできておりません。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度参事のほうからお答えいただいて、どんなものがそれに当たるのかというのは、もしまた後でもお話しできたらいいかなと思うのですけれども、再質問の1点目の外国人の方々の関係、ビューローのほうからは聞いていないということですが、宿泊されているのだとしたら、ビューローのほうでは4名の外国人の方々が来ているということは分かるわけですから、何で来ているのだろうかというのは聞かなくても想像できる部分があると思うのです。だから、何ができるか分からないけれども、そういうことも含めて今後の対策なり、敏音知岳にスキーで登られる方々への対応というのはしっかりと考えていく必要があるのではないかなと思います。

時間になりましたので、私の質問については以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

受付番号4、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、4番目の高橋でございます。まず1番目に、林業の活性化についてということでお伺いをいたします。農業とともに林業は本町の基幹産業として本町110年の発展を支えてきたわけですが、海外の輸入木材の価格競争と産業としての基盤の脆弱さから衰退を余儀なくされてきました。近年道北の町村でも林業の再生、育成の取組が見られます。本町としても先進地域に学び、また連携を模索しながら次の100年の本町の発展のためにも林業再生の取組に踏み出すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の林業の活性化についてのご質問にお答えしたいと思います。

本町は総土地面積の84%を森林が占めており、この豊かな森林資源を背景として林業、木材産業が基幹産業の一つとして本町の発展を支えてきましたが、近年輸入木材の増加など厳しい情勢から事業活動が停滞ぎみとなっており、このままでは森林の整備や保全に支障を来しており、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況と認識しております。一方で、戦後植林してきたトドマツやカラマツ等の人工林資源は造林、保育による資源の育成期から利用期へと移行しつつあり、現在では伐採される木材の約9割を人工林材が占めるようになっております。

このことから、森林の有する多面的機能を持続的に発展させるとともに、本町の経済を活性化させるため、既存の林務施策のみならず、森林環境譲与税を活用しながら、これら人工林を中心に除伐、間伐などの森林整備事業量の増加を図り、産出される丸太を木材や木質バイオマスエネルギーとして公共施設等で有効活用し、その収益を森林の整備や保全に再び向ける森林資源の循環利用による林業の成長産業化を進めていく考えであります。また、森林、林業への関心を深め、林業成長産業化に向けた取組を町民全体で支える理解、機運の醸成を図るため、森林や木材に触れ合う機会を創出し、幅広い世代を対象とした木育活動、木づかい運動を実施する考えであります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） ありがとうございます。それで、先ほど町長が執行方針のところでも述べられておりますように、森林環境譲与税を活用して新たな町独自事業を創設するという文言がありますけれども、この辺について具体的にもし何かお考えがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（村山義明君） 渡邊産業課参事。

○産業課参事（渡邊誠人君） 今のご質問にお答えします。

新たな独自事業についてですが、既存の公共事業による除伐、間伐事業、あと路網の整備ですとか、いろいろ行っているのですが、対象を私有林の人工林に限定されるのですけれども、譲与税を使って既存の林務施策で対応できない部分、小面積の対象地ですとか、冬場の事業地ですとか、そういうところを整備していきましようということで譲与税は一応趣旨として設置されております。それに対応する事業として、来年度、令和2年度の4月1日施行ということで要領を今整備しているところです。それが一応独自事業ということになります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） それでは、もう一点、今も私有林の整備というようなことも申されましたけれども、今町長も答弁されましたように、ちょうど今伐採期でございます。私も、ほんのわずかですけれども、私有林を持っておりますけれども、ここ数年伐採をいたしました。やっぱり気になるのは、では次に何を植えようかということなわけです。これは当然将来、今は御存じのように森林伐採してもほとんど収入がないというような状況になっておりますので、将来的なある程度の展望っていいですか、どういう種類の木材を植えたらいいいのかと、林業経営として成り立っていくのかというようなこともありますので、ぜひその辺もできれば町の中で活用できるような、付加価値をつけられるような体制をとっていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 渡邊産業課参事。

○産業課参事（渡邊誠人君） 再造林に当たっての樹種の選び方といいますか、基本的には森林所有者の方が決めているというのが実態であります。ここ数年、20年ほど前から中頓別町においてはアカエゾマツとかをよく植えてはいるのですけれども、それは過去に

トドマツの霜の被害があって、樹種転換を図られたというふうには伺っております。ただ、この近辺はトドマツが主体となって人工林形成をしております、木材産業としてもトドマツがメインでこの辺は、道北地域は回っているのかなというふうには考えております。町有林も同じなのですけれども、ただトドマツに関しては伐期が非常に短いといいますが、長く置いておいても質が悪くなるということもあって、最近カラマツとか植えてくるような事例もあるかと思えます。地域的にはトドマツよりもカラマツのほうがちょっと成長がいいというような事例もありますので、その辺は需要動向によってどちらがいいかというのは40年、50年後、先の話になりますので、正直今ここで結論を出すということは非常に難しいかなというふうに思いますが、全道の需要動向を見ながら所有者の方に選んでいただいているというのが実態でございます。

あと、木材産業のほうの話なのですけれども、町内には1軒、今製材工場があるということもありますけれども、現状町内の丸太はその工場には行っていないということもあります。昔と違いまして、今は車による丸太材が主流ということで、割と丸太の行動範囲といえますか、輸送範囲も長くなっております。上川北部方面にも工場がたくさんありますので、実態としてはそちらのほうに流れていっているというのが実態です。ただ、バイオマスに関しては、近くの道北の枝幸町のほうですとか、そういうところに流れているのですけれども、なかなかすぐに道北地域で新たな加工施設を設置するとかという話はちょっと難しいかなというふうには思っております。しかしながら、道北地域にもある製材工場、加工施設と町の森林組合などと連携して、そちらのほうと協力しながら、この地域の丸太の活用を考えていければなというふうにも思っております。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 今後ぜひ努力して頑張りたいというふうに思います。

次の質問に移ります。2番目は、旧丹波屋の保存についてでございます。小頓別にある旧丹波屋は、文化財として指定されているわけでありましたが、町民にとっては文化財というよりも中頓別町の開拓の歴史そのものでありますし、また木材産業が栄えた小頓別の記念碑的な建造物であると思っております。現在も町内唯一の木工場が操業しておりますし、これからの林業発展のためにもこの建物を保存、活用する方法を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 高橋議員の旧丹波屋の保存について答弁いたします。

昨年の7月1日の中頓別町議会全員協議会の意見として、①、北海道開拓の村等で建物の受入れができないか確認すること。②、旧丹波屋旅館を保存していくとした場合の初期投資及びその後の維持管理経費等の概算を算出し、議会に報告願いたいとありました。教育委員会は、昨年7月10日、北海道博物館を訪問して、博物館学芸員、博物館研究職員と①について相談をしました。平成9年以降の受入れは行っていない。移築した建物の維持管理の補修工事を行っている。旧丹波屋旅館を移築保存することはできないと回答があ

りました。②については、相当の金額がかかると考えております。

教育委員会は平成24年第4回定例会で、利活用面で関係機関の考えをとなっておりませんが、ここは正確には考えもというのが正しゅうございます。も聞いているが、利活用策はなく、町が保有し、保存する考えはないと答弁しています。また、文化財保護委員会、社会教育委員会、教育委員から、町として保存すべきではなく、個人として古民家等の物件として応募を募ってはいかがか。保存方法、修繕維持に係る費用が不明確な状況で判断するのは難しいのではないか。文化財として貴重な建造物であるとの認識はあり、保存会や地域の思いも理解するが、文化財として保存すべきものとは考えにくいとの見解や意見を集約しました。旧丹波屋旅館の寄附採納の申出があり、寄附採納審議会で審議されたこと、議会全員協議会で協議されたことは承知していますが、教育委員会はこの建物を保存活用する良策は現在持っていないというのが現状です。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 教育委員会としては今のところ文化財として保存するつもりがないという考えだということでございますけれども、文化財について例えば町はどういうふうなかかわりを持っているのかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども、文化財を個人が申請しているということなのでしょうか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 以前の全員協議会でも説明があったかと思っておりますけれども、個人から申し出があって、教育委員会が登録文化財としての事務的な手続を行ったものでございます。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 教育委員会としては、先ほども言われたようにこれは例えば文化財でなければ何らかの活用があるのかどうか、それとも全くそういう意思はないというか、町全体としてでもいいのですけれども、何らかの形でせめてあの形だけでも残しておきたいというような思いも私なんかは個人的にはあるのですけれども、それについても町側としては今はほとんど何も考えはないというか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） これまでの検討の経緯から考えて、町が保有して町が活用するというような考え方については、部内の協議機関の中では端的に言えば否定的な見解にまとまっているかなというふうに考えています。ただ、私としては、この丹波屋に関しては保存を望む高橋議員のご意見もありますけれども、そういうお考えの方も多くいるし、何よりも保存会という組織もあり、多くのファンを抱えている建物だというふうに認識しております。そういう面では、まるっきりもう知らないということではなくて、そういう考え方を持った方たちの思いを保存という形で実現していくための方法はないのかということについては、改めてそういう方たちと一緒に検討していくべきだろうというふうには私は認識をしております。実現性が確実にというところにはありませんけれども、そう

いう努力を惜しまないということだけは申し上げたいと思っております。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 質問ではないですけども、お願いということになりますけれども、町民の皆さんの思いを集めて、何とか保存できるような体制を、町民自ら行動するということが非常に大事なことだというふうに私は思っておりますので、そういう人たちの意見も集めながら、また町にも協力を求めて、保存できるような方向でお互いに頑張っていければと思っております。よろしく願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

○議長（村山義明君） これにて高橋さんの一般質問は終了しました。

受付番号5、議席番号2番、長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 受付番号5番、議席番号2番、長谷川でございます。私からは町民の負託に信頼して応えられる組織づくりについてと題しまして、この1問をお伺いいたします。

町政執行方針でも述べられている信頼される組織づくりと職員の資質向上について、新年度からは会計年度任用職員制度が始まり、住民サービスの向上も期待されるところではありますが、役場がいまだに役に立つ場所になっていない。相談もできないなど、町民からの苦情、クレームが私の耳にも入ってきております。役場本来の機能が働いていないのではないか、継続的改善ができていないのではないかと、町長に伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 長谷川議員の町民の負託に信頼して応えられる組織づくりに関するご質問についてお答えをしたいと思います。

大変胸の痛いご指摘であります。ことしの仕事始めにおきましても、私からは町民の悩み、課題、困難に寄り添う優しさを基本に仕事に当たってほしいと訓示するなど、機会あるごとに職員の意識づくりを求めてきたつもりでありますけれども、町民の方からこうした苦情やクレームがあるとすれば大変遺憾であり、とても残念であります。町民の皆様にご多大なご心配とご迷惑をかけてきた業務ミスの防止や窓口業務改善などを含め、組織づくりや職員の資質向上に向けては、職員研修の強化、個々の業務のマニュアル化の促進や人事異動時における引継ぎの徹底、課の連携や人事評価の強化などに取り組んできています。

職員がこなさなければならない仕事は、量がふえているだけでなく、質的にも高度で複雑なものになり続けて、困難も多くなっているのが現状です。私としては、まだまだ力をつけていかなければならないとはいえ、職員それぞれがとても頑張ってくれていてと感じてきました。直接的には職員の対応がよくなったという評価もいただいておりますが、なおも住民サービスで至らない点があったことには深くおわびを申し上げたいと思っております。苦情、クレーム等のご相談がある場合には、ぜひその都度ご連絡をいただければというふうにも思います。

令和2年度は、職員1名を北海道町村会に派遣、内部研修で窓口業務改善プロジェクト

も継続して実施する方針であり、今後も職員の資質向上に向けた取組を継続的に実施して、職員と心をつなげて住民サービスの改善を図っていきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 町長の丁寧なお答えありがとうございます。理想としていることは町長のお考えに私は賛同いたしますし、実現に向けた対策についてもとても理想だと思っております。ただ、住民という立場からいうと、多分町職員に言えないから議員に言ってきたということも考えられる。そういう事例だと思うのです。なので、なかなかそれを聞く私もつらいかなというところもありまして、これを言わなければいけない立場にいるということも自覚しながらこの場にいます。お受けした内容としては、税金に関わるものであったり、町営住宅に関わるものであったり、窓口対応、電話対応では担当ではないから分かりませんと切られたということまで聞いておりますので、言わないといけないのだろうなと思ってここにいます。

こういう対応では、町長が思い描く理想と現実のギャップはなかなか埋めることはできないのではないかと。そこで、キーワードとしてよく出てくるのが継続的改善だとかマネジメントという言葉だとは思いますが、マネジメントにはマネジメント機能が必要であり、マネジメント機能というのは計画、実行、精査、審査の循環であると解説しております。計画を立て、実行し、その結果を比較分析、審査することによって次の計画をより合理的に立てるよう配慮していくという、そういう態度だったりやり方のことを言われているようですが、町全体の奉仕者である町職員の皆様にとっては、これだけ人口が少なくなっていて、顔の見える行政であってほしいので、フェース・ツー・フェースの考え方がとても大事ではないかなと私は思います。

そこで、執行方針でも語られておりますが、そういうマネジメントが執行方針の内容も含めて末端の職員まで行き届いているのか。また、末端の職員から管理職、各課長、またはグループ長へフィードバックされているのか。もしこれがしっかりできていなければ絵に描いた餅になってしまいますし、報告、連絡、相談などのマネジメント機能が組織として基本的に機能していないのではないかとということになると思います。また、それが機能していても、住民が感じるほどのスピード感がないのではないかとということになるのかなと思います。それは、多分マニュアル化、マニュアルができてマニュアルどおり動けばそれに満足してしまっているのではないかなって、住民という立場で考えてもそう思われるところでもあります。例えばマニュアルをつくりました。マニュアル自体は、やはりとても窮屈なものだと思うのです。なので、定期的なレビューをして継続的改善を、そのマニュアル自体も継続的改善が当然必要な話だと思うので、この辺のサイクルというのを回し続けるためにどういうことを今後お考えか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 答弁書のほうにも書いてございます。私も税務のほうの関係の所管を持っておりますので、そういうことで何かございましたら大変申し訳ないなとい

うふうに思っておりますが、基本的には、まず人事評価については個人の部分でどういう目標をつくってやるかというのは個人のほうに一応ある程度の形を任せられ、上司のほうでその内容を確認して、今年度についてはこういう目標でいきましょうというふうな形でやっている。これにつきましては、おっしゃったとおりに中身についてしっかり確認を行って、中間のほうで方向修正をして、後半のほうで次年度についてはこういうふうにやっていると、今年の評価はこうだねというふうな形でやらせていただいております。そういうサイクルの回し方をさせていただいているということでございます。

それから、窓口改善プロジェクト、今年度につきましては多少縮小させてやらせていただきましたけれども、次年度につきましては中堅職員をメインにしっかりした取組をして、その分を上あるいは下の職員のほうにフィードバックをしていくというやり方をやっていきたいというふうに考えております。

組織として報告、連絡、相談がないのではないかと、あるいはスピード感という部分でおっしゃられていましたが、基本的に報告は受けている状況にあると思います。ただ、その部分の認識がちょっとずれていたというところももしかしたらあるかもしれないです。スピード感につきましては、課長職級のほうからも、そういう急ぐ部分についてはできるだけ速やかにというふうな対応は取っているというふうに考えております。

おっしゃられたとおりに、もし何かそういうふうなお困りの点があれば、私どものほうではぜひとも対応していきたいというふうに思っておりますし、先ほどの部分で担当ではないから電話を切るというふうな対応はあってはならないことであるというふうに思っておりますので、それにつきましては確実に担当のほうにつなぐというふうな部分を今後とも指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 具体的な取組につきまして、今総務課長が申し上げたとおりでありますけれども、私さっき答弁の中で申し上げましたけれども、私の実感としては、若い職員も多くなっている中ではありますけれども、どこと比較するかということも難しいですけど、私が入ってきてずっと役場出身の人間として見る中では、今日職員の対応については、十分ではないかもしれませんが、随分改善してきているのではないかと、頑張っているのではないかとというふうな思いがあります。議場の中でもちょっと納得していただけていない方もいらっしゃるかもしれませんが、私の中では本当にそういうふうな気持ちを職員が持ってくれているのではないかなというふうに思っております。今回のご指摘はしっかり受け止めて、まだまだ足りていないということを職員と共有して、やっぱり改善に向かっていきたいというふうに考えます。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） 長谷川さん。

○2番（長谷川克弘君） 再々質問はございませんが、今後も組織が健全に回るように取り組んでいただきたいなと思います。

私の質問は以上です。

○議長（村山義明君） これにて長谷川さんの一般質問は終了しました。

ここで休憩を取りたいと思います。議場の時計で午後3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り一般質問を続けます。

受付番号6、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受付番号6番、星川です。最後に、私は1点だけ質問させていただきます。

町政執行方針について、その中から選び出して質問させていただきます。今回の執行方針でも防災、災害対策についていろいろと計画、実施してもらっているところですが、今全国的にも自治体でハザードマップや防災計画の見直しに取り組んでいる中、本町は今年度までかなりいろいろな面で防災対策、災害対策については進んでいるのかなと私は思っているところですが、今後について2点質問させていただきます。

まず、1点目、新しい全町のハザードマップの作成はいつなのか。このハザードマップの作成についてどのような形式でやって来られるのか。また、その中で、せっかく庁内の職員に防災担当がおられますので、その職員の意見も取り入れてこの計画を作成するかお伺いします。

2点目として、新しくなるのであろう小中学校校舎の在り方についてでございます。私は、災害、防災からも新校舎は多機能型施設、町民の災害のときの避難場所、要するにバリアフリー型として改築、また増改築すべきと考えていますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の執行方針のうち2点のご質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目のハザードマップでありますけれども、現在のハザードマップは平成27年度に策定されたものであり、その当時は50年に1度の洪水を想定したもので、全世帯にパンフレットとして配布を行いました。国では、今後の洪水ハザードマップの作成に際しては、近年の異常気象を受けて1,000年に1度の確率で起こり得る洪水規模を想定し、策定することを義務づけております。洪水規模は北海道で調査が行われた想定に基づき行う必要があることから、令和元年度に全町規模で北海道に調査を実施いただいたところであり、令和2年度の当初予算にハザードマップ作成の予算計上を行っており、ご承認が得られれば令和2年度中に新たなハザードマップが完成する見込みであります。

防災担当からは、全町規模での洪水ハザードマップにすること、地滑り危険区域等もエ

リア想定で盛り込むこと、避難所についてはどの程度の高さまで洪水想定となるかを確認し、ハザードマップあるいは避難所に表示を行っていくことなどの提言があり、これに沿って進めてもらう考えであります。また、他町村のハザードマップでよい点は取り入れたいと考えており、委託発注時に検討を行ってまいりたいと考えています。

2点目の小中学校校舎の関係でありますけれども、校舎の在り方については私も星川議員と同じ考えであります。面積や場所、予算等の課題はありますが、バリアフリーを意識した多目的教室や空間を設け、有事には避難場所として機能する施設となることを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 答弁ありがとうございます。再質問はありませんと言いたいところなのですが、これでは私も納得いかないところがありますので、数点再質問させていただきます。

このハザードマップなのですけれども、今現状の町内のところでいえば、幾らハザードマップをいろんな業者をお願いしていても私は平成27年度に作成したハザードマップと同じようなことになって出てくるのではないかなと思います。というのは、頓別川の河川、それと役場付近との高低差があまりにもないということなのです。だから、ある程度の水が出れば、ここ一面が水浸しになるという想定だと思っております。というのは、そこで素人考えです、私は。今頓別川の河川改修を浜頓別町、下頓別とやっています。あと何年か後には中頓別町の頓別川にも河川改修ということになるでしょう。そこで、今の現状の川底よりも50センチもしくは1メートル掘り下げれば、今の築堤なども現状を維持したままやっていけるのです。今の築堤、川底とこの地域との段差が、高低差があまりにもなさ過ぎるということで、平成27年度にできたハザードマップのああいった形に私はなっていると思っておりますので、その築堤を改修しなければ、どんな業者が入ってきても、このエリア全体が水没してしまうという現象になってくるのだらうと思っておりますが、河川改修事業で築堤よりも川底を下げることができるのかできないのか、お伺いしたいと思います。そこで、その工事ができるのであれば、こちら辺の水没は全くなくなるということだと私は考えております。

それと、2点目の新校舎の在り方についてでございますが、今年度予算計上にもありますが、庁舎の敷地内で太陽光発電ということを計上されております。設置されれば、この予算で通れば、その後データを取りながら、よければ新校舎のところにも私は太陽光発電設置をすべきでなかろうかなと思いますが、いかがでしょうか。

それと、最後にこれは教育長にお伺いしますが、新しいハザードマップが完成した時点で、すぐにでも学校のあり方検討準備委員会、それを経て、学校施設改修計画推進委員会でしたか、それを検討してもらって、何年かけて新校舎にするのか、教育長の構想にあればお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、頓別川の河川改修の関係でありますけれども、議員おっしゃるとおり、頓別川の河川断面を広げることで対応できる降水量の規模が大きく変わるといことはおっしゃるとおりだと思います。ただ、現在の頓別川の河川改修計画につきましては、20年ぐらい前になると思いますけれども、河川改修計画にのっとなって50年に1度の降水確率ということで、中頓別町域でいうと、ちょっと数字がはっきりしていないです。一定の流量をのめる、流せるということでつくられてきています。当時は、もうとっくに終わっているぐらいの改修計画でした。ところが、国の公共事業予算が大幅に削減になっていく中で、今やっと中頓別の町域に入って、今年弥生地区での河川、鍾乳洞に架かる橋のところ。一己内川の橋あたりの計画に着手するというような段階で、非常に時間がかかっているのが現状です。今後国もこれらに関する予算をもう少し増やすという方針があるので、そこには期待したいと思っておりますけれども、まず一旦この計画に沿った河川改修が完了しないと次の段階にいかないのかなと。というのは、やっぱり河川改修は下流からやるという大原則があるので、もし今よりも降水想定を上げるとすると、もう一回下流から全部やってくるということになるので、かなり時間のかかる話になるのではないかなと思います。ただ、少なくともこの河川改修が完了すれば、ハザードマップの想定している50年に1度という規模の洪水については破堤を回避できる状況になるのではないだろうかというふうに考えております。その先のことについては、また改めてということになりますけれども、少し時間のかかる話ではないかと思っております。

ハザードマップそのものは前と変わらないものになるのではないかとということでありまして、今回担当のほうでも苦労して、実際水害があったときに水面の高さが標高でいう何メートル何十センチなのだということはある程度示せないかということについています。ここも浸水域に入っていますけれども、役場のどこまで水が来るのかとか、そういう話になると結局分からないのです。小学校なんかもある程度建物は少し土盛りして高いところにあるから、果たして床まで上がるのかどうかというようなところもあのハザードマップでは分からないということでもありますので、それぞれの建物でどこまでがどのあたりまで水が来るというようなことを具体的に示すことで、また対策のありようも変わってくるのではないかなということも期待しております。それがどこまでできるかというところは今後でありますけれども、そういう考え方に立って担当のほうで準備をしてくれているということでもまずご理解いただきたいと思っております。

それと、新校舎ができた場合の太陽光発電、これは本当に太陽光や、場合によってはバイオマスも含めた再生可能エネルギーの活用ということの可能性は十分検討すべきだというふうに思っております。具体的なところはこれからでありますけれども、その方向で考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 太陽光発電については町長のほうで答弁されましたので、その部分は割愛させていただきます。学校施設改修計画推進委員会にすぐに入るのか、何年

かけて構想に当たるのか等でございましたけれども、これはハザードマップを見てみないと何とも言えません。そこでもう一回準備委員会を開いて、こういうふうになった、これでいこうというのであればすっといけますし、根本から覆ることになっていけばもう一回やり直しをするということも考えられるかと思えます。いずれにしても、建設のほうは工藤次長の方が得意でございますけれども、基本設計って、実施設計って、工事やって、私の構想の中では、何せ中学校か小学校を一つに持ってくるわけですから、全部の引っ越しが終わるまでには最低でも3年から4年間ぐらいはかかるものと今のところ認識しております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 分かりました。

終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第20号～議案第27号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第20号 令和2年度中頓別町一般会計予算、日程第5、議案第21号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第6、議案第22号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第7、議案第23号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第8、議案第24号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第9、議案第25号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第10、議案第26号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第11、議案第27号 令和2年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 令和2年度中頓別町各会計予算の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

各会計合わせて、8会計合計で5億9,398万9,000円と前年度と比較で2億1,237万円の増となっております。このうち、一般会計につきましては前年比1億2,655万3,000円増の35億7,966万円、自動車学校事業特別会計につきましては32万9,000円増の3,921万7,000円、国民健康保険事業特別会計につきましては638万1,000円減の2億4,100万7,000円、国民健康保険病院事業会計、収益的収支につきましては2,519万3,000円増の5億6,469万2,000円、資本的収支につきましては5,579万6,000円減の1,802万3,000円、水道事業特別会計につきましては2,776万4,000円増の1億2,831万3,000円、下水道事業特別会計につきましては1億623万6,000円増の2億

6, 992万6, 000円、介護保険事業特別会計につきましては1, 372万6, 000円減の2億2, 263万5, 000円、後期高齢者医療事業特別会計につきましては219万8, 000円増の3, 051万6, 000円としたところであります。

以上、簡略でありますけれども、提案の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第20号から第27号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号から第27号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第20号から第27号までの8会計予算については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号から第27号までの8会計予算については、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

予算審査特別委員会設置のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時42分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議の散会から予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時43分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員